

別冊 1

事務事業概要

平成25年5月
環境生活部

目 次

事務事業概要

(1) 環境生活総務課	1
(2) 私学課	1
(3) 文化振興課	1
(4) 新博物館整備推進プロジェクトチーム	3
(5) 地球温暖化対策課	3
(6) 大気・水環境課	4
(7) 人権課	4
(8) 男女共同参画・NPO課	5
(9) 多文化共生課	6
(10) 交通安全・消費生活課	7
(11) 廃棄物・リサイクル課	8
(12) 廃棄物監視・指導課	8
(13) 廃棄物適正処理プロジェクトチーム	8

事務事業概要

項目	概要
【環境生活総務課】 連絡先 課長 松田 克彦 (TEL:059-224-2314)	1 ホームページ「三重の環境」の運営 県民の皆さんとの「協創」の実現には、情報公開・情報発信が重要であることから、三重県の環境行政を紹介するホームページ「三重の環境」を運営しています。
【私学課】 連絡先 課長 富田 康成 (TEL:059-224-2161)	1 私立高等学校等振興補助金 公教育の一翼を担う私立学校（小・中・高等学校）での個性豊かで多様な教育の推進、就学上の経済的負担軽減を図るため、学校運営における経常的経費への助成を行います。 2 私立幼稚園振興補助金 公教育の一翼を担う私立幼稚園での個性豊かで多様な教育の推進、就園上の経済的負担軽減を図るため、幼稚園運営における経常的経費への助成を行います。 3 私立高等学校等就学支援金交付事業 国の高等学校無償化施策として、私立高等学校等の生徒一人当たり月額9,900円（低所得世帯には、所得に応じて1.5倍または2倍）を減額した所要額を学校運営者に助成します。 4 私立高等学校等授業料減免補助金 経済的理由により就学が困難な私立高校生等の授業料について、所得に応じ減額した所要額を学校運営者に助成します。 5 私立高等学校等入学金補助金 経済的理由により就学が困難な私立高校生等の入学金について、所得に応じ減額（1/2）した所要額を学校運営者に助成します。 6 私立学校校舎等耐震化整備費補助金 私立学校において安心して学べる環境整備が促進されるよう、校舎等の耐震化整備（耐震診断・耐震補強（改築）工事）にかかる経費の一部を助成します。
【文化振興課】 連絡先 課長 明石 典男 (TEL:059-224-2176)	1 文化活動連携事業 県民の文化芸術活動を顕彰する「三重県文化賞」を授与するとともに、県内各地域における文化情報の収集、提供や市町、文化団体等と連携した取組を進めます。 また、文化審議会や県民の意識調査などにより、外部の意見も幅広く取り入れながら、新たな文化振興方針を策定します。

項 目	概 要
	<p>2 文化会館事業 質の高い文化芸術公演の実施やアウトリーチ活動、人材育成に取り組み、県民がさまざまな文化芸術にふれ親しむ機会を提供します。</p> <p>3 文化にふれる機会提供事業 県民が文化活動の成果を発表する場として、「県民文化祭」「県展」「音楽コンクール」を県民総ぐるみの文化の祭典「みえ文化芸術祭」として総合的に開催します。</p> <p>4 多様な連携による地域文化発信事業 文化交流ゾーンを構成する施設等が、さまざまな主体と連携・協働し、「伊勢」をテーマとしたシンポジウム、展覧会、講座、演劇などの取組を夏から秋にかけて集中的に実施します。</p> <p>5 文化交流機能強化事業 文化交流ゾーンを構成する施設等が所蔵する資料等を県内の各地域で展示するとともに、電子展示システム「大型ディスプレイ電子ミュージアム」をこれらの移動展示等に併せて巡回運用し、文化交流ゾーンの魅力をPRします。</p> <p>6 地域の文化資産活用促進事業 まちかど博物館や歴史街道等の歴史的・文化的資産を活用した地域住民の主体的なまちづくり活動を支援します。</p> <p>7 こころのふるさと齋宮づくり事業 平安時代の齋宮が体感できるよう、平成26年度の完成をめざして、東部整備基本計画に基づき、3棟の復元建物の建築工事を行います。</p> <p>8 学びの拠点活用支援事業 平成22年度に県立図書館が策定した改革実行計画に基づき、市町立図書館等の職員を対象にした研修やさまざまな主体と連携した講座、展示等を実施することにより、全県域・全関心層に向けて先進的で幅広い図書館サービスを提供し、三重県全体の図書館サービスの向上をめざします。</p> <p>9 美術館展示等事業 県ゆかりの作家を取り上げた「歿後20年 中谷泰」や子どもから大人まで楽しめる「三沢厚彦 ANIMALS 2013 in 三重」など、魅力的な展覧会を開催するとともに、美術講演会やギャラリートークなどの教育普及活動に取り組みます。</p> <p>10 齋宮歴史博物館展示・普及事業 古代の齋宮を取り上げた特別展「齋宮誕生」など、齋宮跡の研究成果をふまえた展覧会を開催するとともに、歴史講座や出前講座を実施するなど、本県の古代文化への理解を促進します。 また、地域と連携して県内外に齋宮の魅力をアピールします。</p>

項 目	概 要
<p>【新博物館整備推進プロジェクトチーム】 連絡先 担当課長 岡村 順子 (TEL: 059-228-2283)</p> <p>【地球温暖化対策課】 連絡先 課長 鈴木 修 (TEL: 059-224-2368)</p>	<p>1 1 生涯学習センター事業 多様化・高度化する県民の生涯学習ニーズに応えるため、情報の収集、学習機会の提供を行うとともに、市町の生涯学習や地域づくりを支援するための研修会を開催します。</p> <p>1 2 豊かな体験活動推進事業 県立美術館、斎宮歴史博物館及び生涯学習センターにおいては、文化芸術に対する感性を育み、本県の文化の継承、発展につなげるため、次世代を担う子ども等を対象に参加体験型の学習機会を提供します。</p> <p>1 新県立博物館整備事業 平成26年春の開館に向けて、展示製作、情報システムの構築などの施設整備や広報活動を進めるとともに、MMM（みえマイミュージアム）プロジェクトなど県民参加型の取組や多様な主体との連携により、博物館活動と運営の仕組みを整備します。 また、開館時の企画展の準備や公文書館機能の整備を行います。</p> <p>2 文化交流ゾーン環境整備事業 文化交流ゾーンとして位置づける総合文化センターと新県立博物館との一体的な利用を促進するため、連絡ブリッジ等の環境整備を行います。</p> <p>1 地球温暖化対策普及事業 地球温暖化対策を着実に推進するため、地球温暖化対策の推進に係る条例制定に向けた取組などを進めます。</p> <p>2 地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業 低炭素なまちづくりを進めるため、企業、団体、大学、行政等が参画した「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」が策定した行動計画に基づく取組を支援していきます。</p> <p>3 暮らしにおける温暖化適応策推進事業 地球温暖化による気候変動に対応していくため、その対策（適応策）の基本的な考え方を取りまとめ、関係機関等に示すことにより、取組の促進を図るとともに、県民、事業者等の理解と行動を促進していきます。</p> <p>4 環境経営促進事業 事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を進めるため、M-EMSの普及拡大を図るなど環境経営の取組を促進します。</p> <p>5 環境行動促進事業 家庭における温室効果ガスの排出削減を図るため、地球温暖化防止活動推進員等による普及啓発活動を進めます。</p> <p>6 環境学習情報センター運営事業 環境教育を推進するため、環境学習情報センターを拠点に、環境講座やイベント等を開催し、普及啓発を進めるとともに、指導者の養成や情報提供等を行います。</p>

項 目	概 要
<p>【大気・水環境課】 連絡先 課長 林 秀樹 (TEL : 059-224-2380)</p>	<p>1 大気テレメータ維持管理事業 環境総合監視システムにより大気環境基準の達成状況を把握するとともに、排出ガスを多量に発生する固定発生源についてもテレメータシステムにより常時監視を行うことで、大気環境の保全を図ります。(大気常時監視測定局1局新設 等)</p> <p>2 河川等公共用水域水質監視事業 公共用水域及び地下水の水質常時監視を関係機関と連携して行うほか、伊勢湾に流入する汚濁負荷量(COD、窒素、りん)の総量規制に係る調査等を実施し、河川、海域等の水質保全を図ります。(公共用水域の常時監視 BOD等 49河川76地点、COD等 4海域24地点、地下水の概況調査 20地点 等)</p> <p>3 自動車NOx等対策推進事業 自動車排出ガスによる局地的な大気汚染を解消するため、自動車NOx等総量削減計画に基づき流入車対策等を進めます。</p> <p>4 浄化槽設置促進事業 浄化槽設置者に市町が補助を行う事業及び市町が浄化槽を設置する事業等に対し助成を行い、生活排水処理施設の整備率の向上及び水環境の保全を図ります。</p> <p>5 伊勢湾行動計画推進事業 伊勢湾再生推進会議において策定した「伊勢湾再生行動計画」を進めるとともに、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとした海岸漂着物の回収・処理、発生抑制の取組を三県一市及び民間団体等の連携により実施します。 また、海岸漂着物の漂着実態に係るモニタリングを行います。(海岸漂着物モニタリング 2か所、年2回等)</p>
<p>【人権課】 連絡先 課長 中村 弘 (TEL : 059-224-2278)</p>	<p>1 人権施策総合推進事業 人権問題に関する県民意識調査の詳細分析を行い、その結果を施策の推進に活用するとともに、人権尊重の視点に立った行政を総合的、計画的に推進します。</p> <p>2 人権文化のまちづくり創造事業 人権が尊重されるまちづくりが地域において展開されるよう、地域が主体的に開催する研修会等への講師派遣や、専門的助言等の支援を行います。(講師派遣及びアドバイザー派遣 36実施予定)</p> <p>3 隣保館運営費等補助金 市町が設置する隣保館において、相談事業、啓発及び広報活動、地域交流などの隣保事業が推進されるよう支援します。</p> <p>4 人権啓発事業 人権ポスター・メッセージの募集等参加型の人権啓発、電波等のメディアの活用、地域イベント等への出前啓発、スポーツ組織と連携した啓発等、さまざまな手法を活用した啓発活動を展開します。(県民人権講座 5回開催予定 等)</p>

項 目	概 要
<p>【男女共同参画 ・NPO課】</p> <p>連絡先 課長 中尾 治光 (TEL : 059-224-2225)</p>	<p>5 みえ地域人権相談ネットワーク事業 人権相談窓口の機能とネットワークの充実のため、人権に関わる相談員を対象としたスキルアップ講座を開催し、県内の相談員の資質向上を図るとともに、相談員の交流会を開催し、連携、交流の促進を図ります。(人権に係わる相談員スキルアップ講座 16講座開催予定)</p>
	<p>6 インターネット人権モニター事業 インターネット上の差別表現の流布状況の把握に向けモニタリング事業を実施するとともに、地域における啓発やネットモニタリング等の活動を行うボランティアを養成します。(ネットモニターリーダー養成講座開催予定)</p>
	<p>1 男女共同参画連絡調整事業 男女共同参画審議会による施策の実施状況の評価及び知事への提言を行うとともに、年次報告書の作成、公表等により全庁的に男女共同参画推進の取組を進めます。また、市町との連携・支援、及び他県(全国知事会等)、国との連携等により、政策・方針決定の場への女性の参画の促進を図ります。</p>
	<p>2 男女共同参画センター事業 三重県男女共同参画センターにおいて、情報誌等による情報発信、各種講座等による研修・学習、男女共同参画フォーラム等による参画・交流、女性のための総合相談、男女共同参画に関する調査研究等を行います。(女性のためのエンパワーメント講座 1コース以上開催、男性講座 1コース以上開催)</p>
	<p>3 女性に対する暴力防止総合推進事業 DV・デートDV対策に重点を置き、カード型DV相談機関一覧の作成・配布による相談・支援体制の周知、女性に対する暴力防止セミナー等による啓発を行うとともに、若年層に対し、デートDVの予防啓発リーフレットの作成・配布等による啓発を行います。(女性に対する暴力防止セミナー 1回開催、自己尊重・自己主張トレーニング 各1コース開催)</p>
	<p>4 NPO活動支援推進事業 NPO法人の認証・認定事務や相談業務及び会計基準の普及等を行うとともに、NPO法人への寄付を促進する環境を整備し、活動基盤の強化を図ります。</p>
<p>5 みえ県民交流センター指定管理事業 みえ県民交流センターの管理を行うとともに、市民活動団体の情報収集、情報発信や、県内外市民活動センター等と連携して市民活動支援体制の強化を行います。</p>	
<p>6 災害ボランティア支援等事業 大規模な災害からの早期の復旧のため、災害時に迅速に支援活動を行うNPOへの支援を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターの活動基盤の支援を行います。また、東日本大震災の被災者・被災地支援を行います。</p>	

項 目	概 要
<p>【多文化共生課】 連絡先 課長 中谷 恵子 (TEL：059-222-5974)</p>	<p>7 NPOの自立した活動を支える基盤づくり事業 昨年度に策定した「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」の内容を県民、NPO、企業、行政等に周知し、新しい公共の実践取組を促進するとともに、優秀な取組を表彰するなど、県民等の市民活動への参加促進とNPOの認知度向上を図ります。</p>
	<p>8 NPO視点による協創の地域づくり実践事業 NPOから県やさまざまな主体に協創の企画を提案するプロセスが定着することをめざして、NPOからさまざまな主体に提案できる場づくりや提案の質を高める取組を行います。</p>
	<p>9 NPOと企業等のパートナーシップ促進事業 NPOと企業の「協創」による新たな地域づくりを広げていくため、両者が出会い、ともに課題に取り組むパートナーシップの構築を図ることができるように支援します。</p>
	<p>10 協創の地域づくり推進事業 行政とNPOなどさまざまなセクターの人材と一緒に「協創」の必要性を学ぶ場づくり、「協創」の実践に積極的な人材を育成する場づくりなどを行います。</p>
	<p>11 災害時に備えたネットワーク強化事業 災害ボランティア活動に関わるさまざまな主体をネットワーク化し、研修や訓練を通して、災害時に円滑かつ効果的に支援活動を行うための環境を整備します。</p>
	<p>1 コミュニケーション施策推進事業 外国人住民が地域社会で生活するうえで必要な情報を、多言語ホームページ上で、映像も含めてわかりやすく提供するとともに、日本語指導ボランティアの育成や日本語教室間のネットワークづくりを行います。(日本語指導ボランティア研修 2回開催予定)</p>
	<p>2 外国人住民総合サポート推進事業 外国人の子どもが将来に夢を持てるよう、先輩の成功例を紹介する「キャリアガイドDVD」の普及・啓発を行うとともに、地域と連携した防災研修や災害時にコーディネートできる人材の育成、災害時にも対応できる相談窓口の強化等により、大規模災害発生時に外国人住民を支援する環境づくりを進めます。(災害時外国人サポーター研修 2回開催予定)</p>
	<p>3 多文化共生啓発・国際理解推進事業 外国人住民と地域をつなぐため、市町や地域のNPO等が企画段階から参画する多文化共生啓発イベントを実施します。また、ブラジル等から日本語教師を研修員として受け入れ、日本語指導方法等の研修を実施し、帰国後のネットワークを通じて日本語教育や文化の発展、三重県の情報発信等に貢献する人材を育成します。(啓発イベント 1回開催予定、日本語教師 4人受入予定)</p>

項 目	概 要
<p>【交通安全・消費生活課】 連絡先 課長 浦川 広巳 (TEL：059-224-2664)</p>	<p>1 安全安心まちづくり事業 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動のリーダー養成や、防犯に関するフォーラム、若い世代の感性を生かした啓発事業（みえ防犯キャンパス）等を実施し、地域の主体的な取組を促進します。（リーダー養成講座、みえ防犯キャンパス各1回開催予定、フォーラム 2回開催予定）</p> <p>2 暴力団排除推進広報事業 公の施設からの暴力団の排除など、暴力団排除の取組を社会全体で推進していくため、バス広報案内板による広報など、警察本部や教育委員会と連携を図りながら、広報啓発を実施します。</p> <p>3 交通安全教育・学習推進事業 交通事故の防止を図るため、三重県交通安全研修センターにおいて子どもから高齢者まで幅広い県民を対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域等の交通安全教育の機会の充実を図るため、交通安全指導者の養成・資質向上に取り組めます〔指定管理事業〕。 また、老朽化した施設・機器についてリニューアルを行い、ニーズに合わせた交通安全教育を実施します。（自転車コースの改修、研修用車両・自転車の更新 等）</p> <p>4 交通弱者の交通事故防止事業 高齢者の交通事故を抑止するため、老人クラブで交通安全活動を行う交通安全活動指導員（シルバーリーダー）に対して参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、その活動を支援します。（シルバーリーダー 300人育成予定、シルバーリーダー連絡会議 18箇所（所轄署単位）で開催予定）</p>
<p>【交通安全・消費生活課】 連絡先 消費生活監 別所 志津子 (TEL：059-224-2400)</p>	<p>1 消費者行政活性化基金事業 基金を活用し、消費生活相談員の人材育成や巡回訪問指導等を行うことにより、市町における消費生活相談窓口の充実に向けた取組を支援します。 また、高齢者の被害防止のため、地域における消費者啓発を促進します。（消費生活相談員養成講座 1回、消費者行政活性化基金事業費補助金の交付）</p> <p>2 消費者啓発事業 「みえ・くらしのネットワーク」を中心に連携して啓発活動を行うとともに、「出前講座」などの各種講座の開催、ホームページなど各種広報媒体を活用した情報提供を行います。 また、地域の啓発活動を担う人材を育成します。</p> <p>3 相談対応強化事業 消費生活相談員の資質向上を図り、県消費生活センターにおいて消費者からの相談に迅速かつ適切に対応します。</p> <p>4 事業者指導事業 特定商取引に関する法律等の関係法令に基づき、事業者を指導することにより、適正な商取引や表示、製品の安全性を確保します。</p>

項 目	概 要
<p>【廃棄物対策局】 【廃棄物・リサイクル課】 連絡先 課長 和田 一人 (TEL：059-224-3310)</p>	<p>1 災害廃棄物適正処理促進事業 東南海地震等の大規模災害における被害想定調査結果に基づき、災害廃棄物発生量を詳細に予測し、その処理方法について市町等との協議検討に着手するなど、災害廃棄物対策を進めます。</p> <p>2 「ごみゼロ社会」実現推進事業 「もったいない」というものを大切にする考え方を基にして、学校等での環境学習の実施により食べ残しのない食生活の実践や、食品ロスの削減も含め、消費者や事業者へのごみの排出削減に向けた普及啓発を行います。</p> <p>3 産業廃棄物処理責任の徹底促進事業 産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、多量排出事業者への電子マニフェストや優良産廃認定業者の利活用について、マニフェスト発行件数の多い事業者や横ならび感の強い業界への重点的な訪問により働きかけを行います。 また、業界とも連携して優良産廃認定業者の育成を進め、新たに産廃業者を訪問し処理業者側への働きかけも行います。(多量排出事業者訪問数 約570社、産廃業者訪問数 70社)</p> <p>4 産業廃棄物適正処理推進事業 産業廃棄物処理業及び施設設置に係る許可申請等の厳正な審査により産業廃棄物の適正処理の推進を図るとともに、産業廃棄物の3R推進に向けて、食品廃棄物も含めたバイオマス系廃棄物のリサイクル、エネルギー利用に関する実証試験・実用化に向けた検討を進めます。</p>
<p>【廃棄物監視・指導課】 連絡先 課長 橋爪 昇 (TEL：059-224-2388)</p>	<p>1 不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業 間隙のない監視活動を行うため、監視カメラ等の機材を整備強化するとともに、民間警備会社への監視パトロールを通年委託することにより、早朝・休日等の監視体制を充実させます。さらに、地域住民や民間団体等との連携協働により幅広い監視体制を構築します。</p>
<p>【廃棄物適正処理プロジェクトチーム】 連絡先 担当課長 中川 和也 (TEL：059-224-2483)</p>	<p>1 環境修復事業 産業廃棄物不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障等が認められ、原因者による是正が困難な4事案について、産廃特措法による国の支援を得て、順次、支障除去対策に着手するとともに、その他の事案も含め、周辺環境のモニタリングを継続実施するなどして、住民の安全・安心を確保します。</p>

平成24年度

人権問題に関する県民意識調査結果（データ）

環境生活部人権課

目次

問1	人権に関する知識	1
問2	三重県の人権	2
問3	人権・差別をめぐる考え方	2
問4	人権問題についての話し合い	5
問5	人権問題に関する意見	8
問6	結婚（縁談）相手の調査	11
問7	知的障がい者の人権	15
問8	不動産取引における人権問題	15
問9	同和地区周辺の住居購入に対する意向	16
問10	インターネット上の人権侵害	17
問11	部落差別の現状認識と解消への見通し	18
問12	同和地区出身者と判断する基準	19
問13	マイノリティとの付き合い	19
問14	人権問題の解決に熱心な人との出会い	21
問15	同和問題についての日常生活での情報と受け止め方	23
問16	同和教育・啓発経験	25
問17	子どもの結婚希望相手が同和地区出身者だった場合の態度	25
問18	企業の社会的責任	26
問19	犯罪被害者の人権	27
問20	災害発生時の人権	28
問21	人権問題について効果的な啓発手法	28
問22	講演会や研修会への参加について	29
問23	人権の侵害を受けた経験と対応	29
問24	属性	31

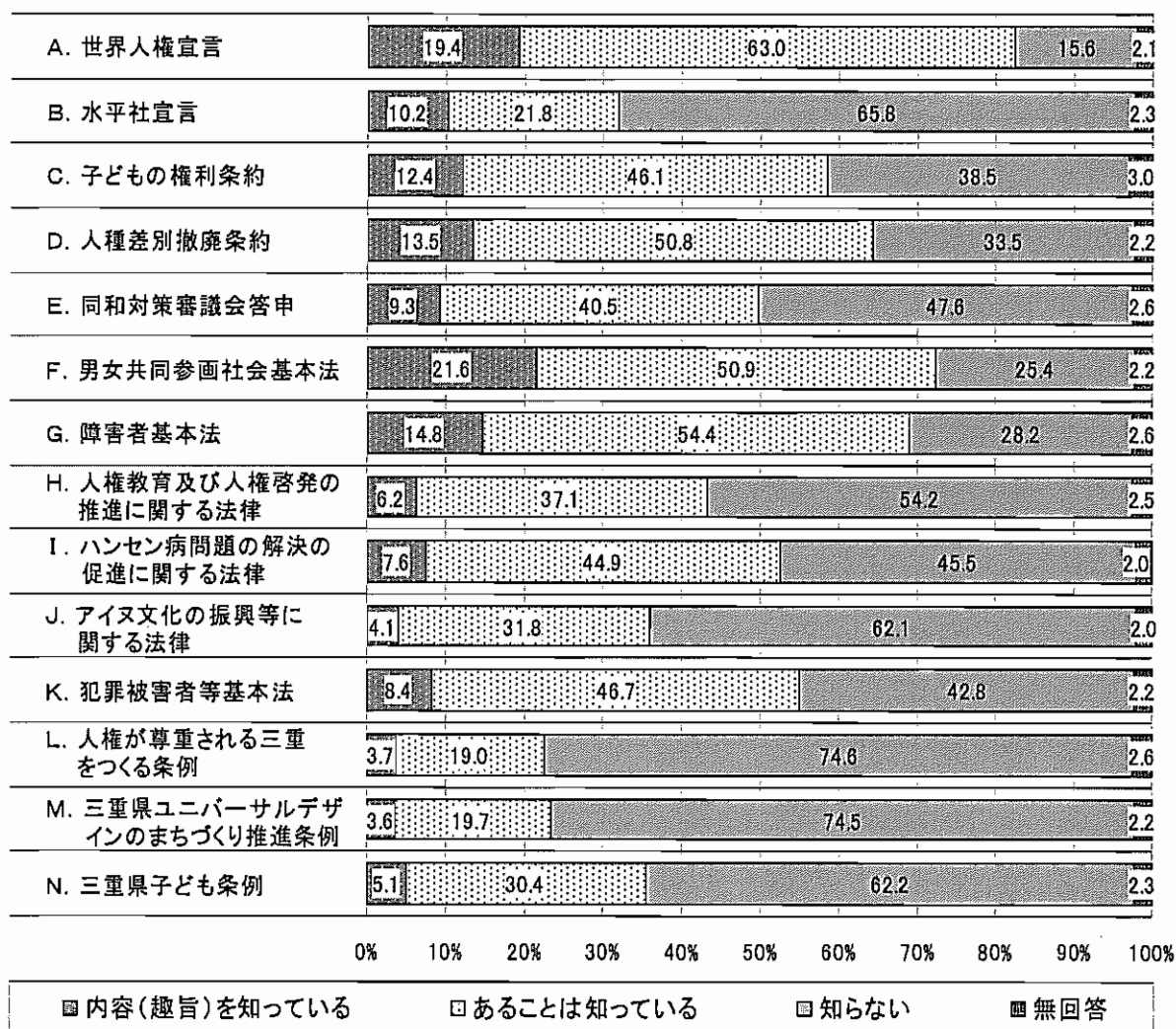
1 人権に関する知識

問1 あなたは、次のA～Nのような人権に関する宣言や条約・法律・条例を知っていますか。

(1) 人権宣言や条約・法律・条例の認知度

人権宣言や条約・法律・条例の認知度について、「内容(趣旨)を知っている」「あることは知っている」は、「A. 世界人権宣言」(82.4%)が最も高くなっており、次いで、「F. 男女共同参画社会基本法」(72.5%)となっている。

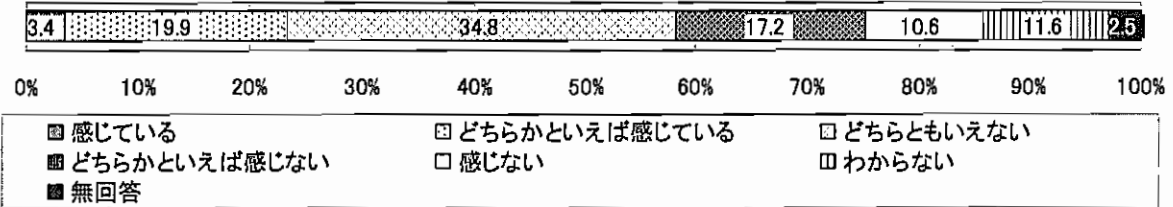
また三重県の条例(L～N)について、認知度はいずれも低い結果であり、「内容(趣旨)を知っている」「あることは知っている」は「L. 人権が尊重される三重をつくる条例」が22.7%、「M. 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」が23.3%となっている。



2 三重県の人権

問2 三重県では、「性別、出身地、障がいの有無などによる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会」の実現をめざしています。あなたは、「三重県は人権が尊重されている社会になっている」と感じますか。

三重県は人権が尊重されている社会になっていると「感じている」「どちらかと言えば感じている」は、全体23.3%となっている。

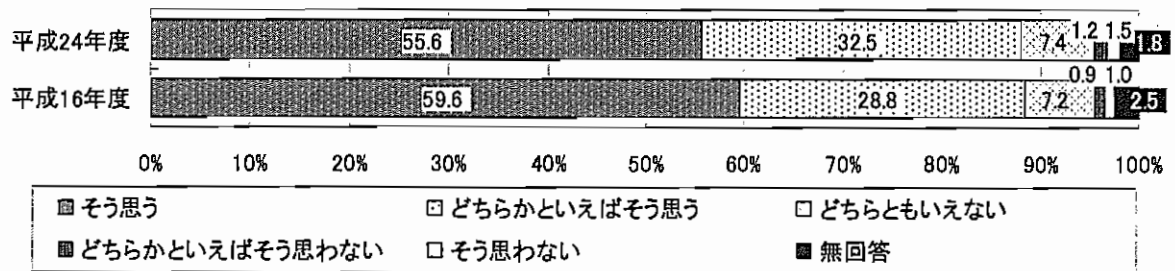


3 人権・差別をめぐる考え方

問3 人権や差別をめぐる、いろいろな考え方がありますが、A～Iについて、あなたはどのようにお考えですか。

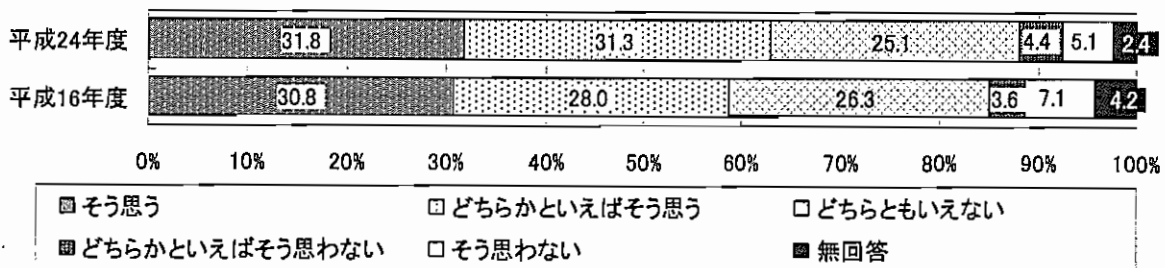
A. 差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである

「差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は88.1%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は2.7%となっている。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



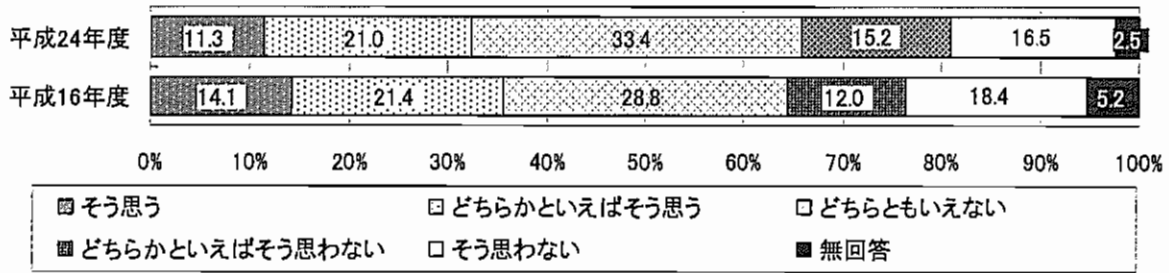
B. 差別は法律で禁止する必要がある

「差別は法律で禁止する必要がある」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は63.1%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は9.5%となっている。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



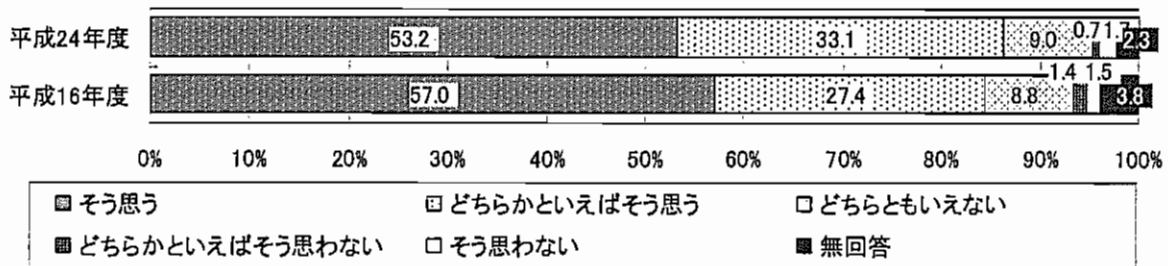
C. 差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない

「差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は32.3%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は31.7%と意見が分かれている。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



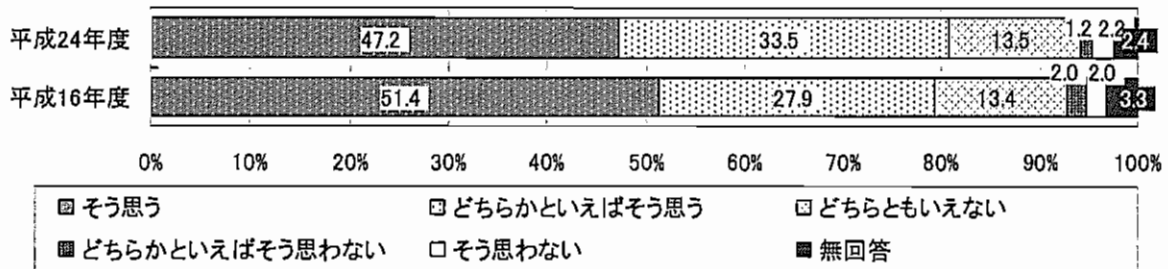
D. 差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある

「差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は86.3%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は2.4%となっている。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



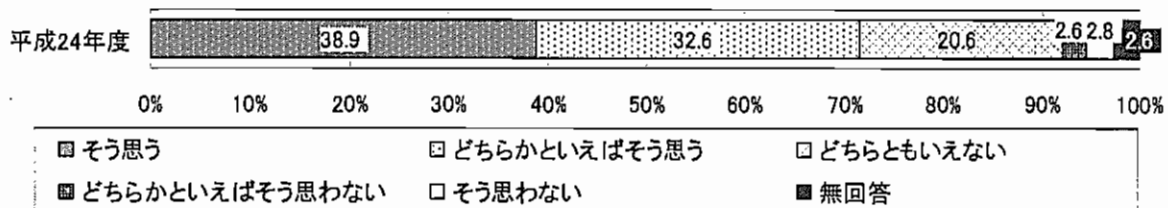
E. あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある

「あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は80.7%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は3.4%となっている。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



F. 人権や権利ばかり主張して、他人の迷惑を考えない人が増えている

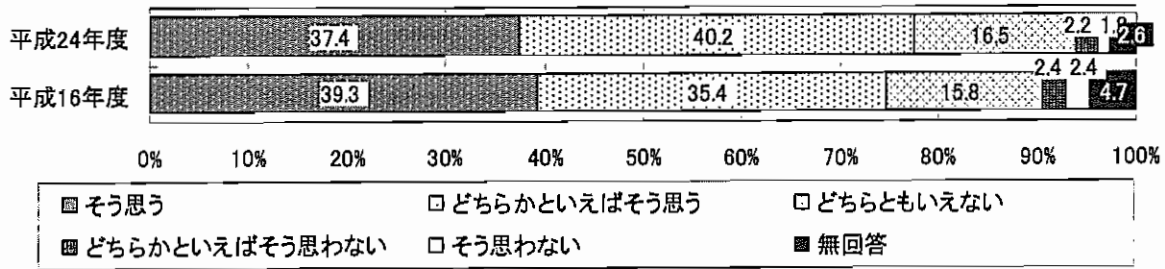
「人権や権利ばかり主張して、他人の迷惑を考えない人が増えている」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は71.5%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は5.4%となっている。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

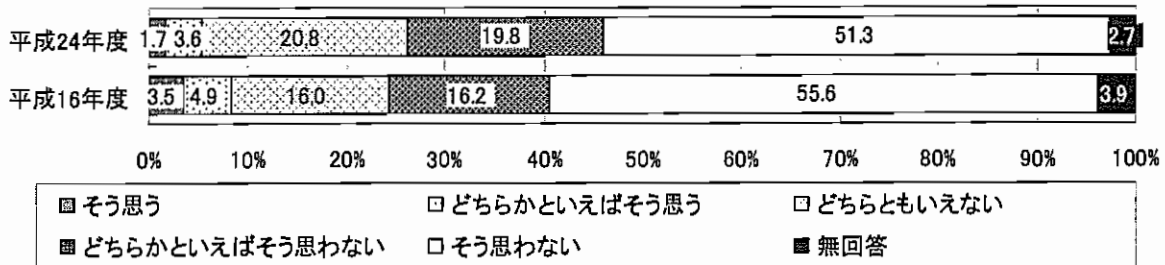
G. 誰もが自己的人権についてもっと学ぶ機会をもつべきだ

「誰もが自己的人権についてもっと学ぶ機会をもつべきだ」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は77.6%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は3.4%となっている。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



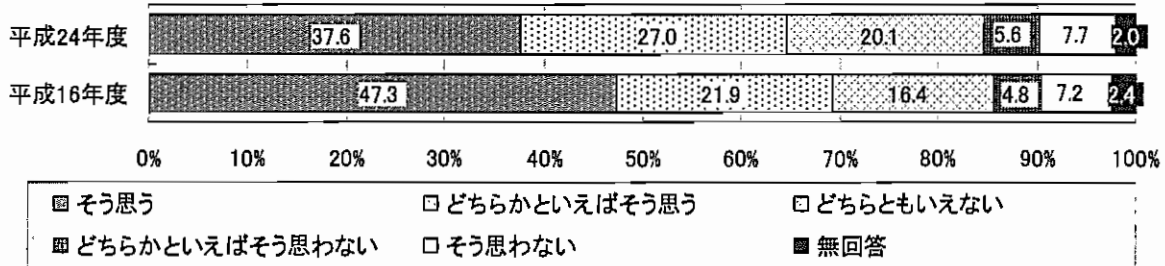
H. 人権問題とは、差別を受ける人の問題であって自分には関係がない

「人権問題とは、差別を受ける人の問題であって自分には関係がない」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は5.3%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は71.1%となっている。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



I. 思いやりや、やさしさをみんながもてば人権問題は解決する

「思いやりや、やさしさをみんながもてば人権問題は解決する」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は64.6%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は13.3%となっている。前回調査と比較して、大きな差はみられない。

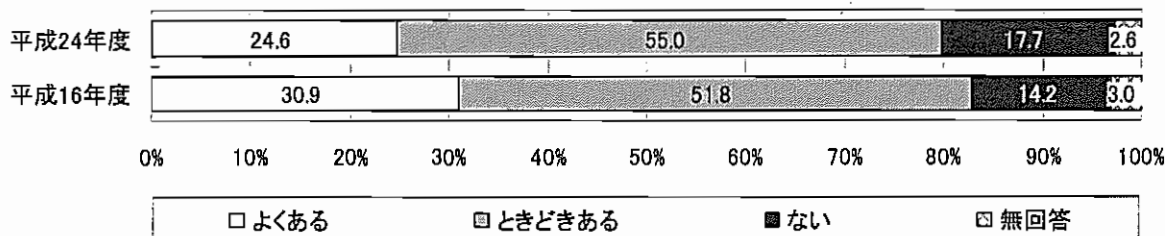


4 人権問題についての話し合い

問4 あなたは、次のA～Lのような人権問題について、家族や友人と話し合うことがありますか？

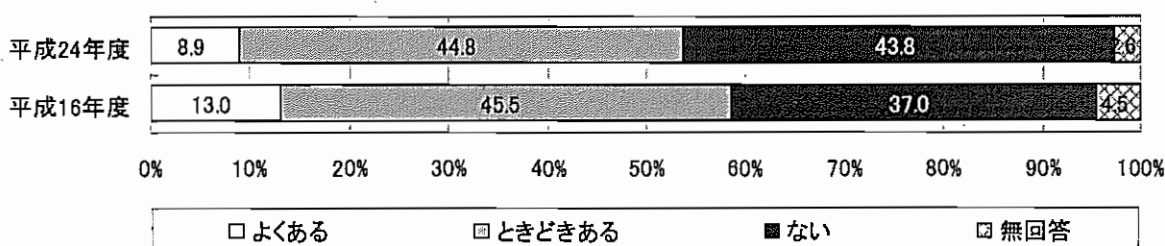
A. 児童虐待について

児童虐待について、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は79.6%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



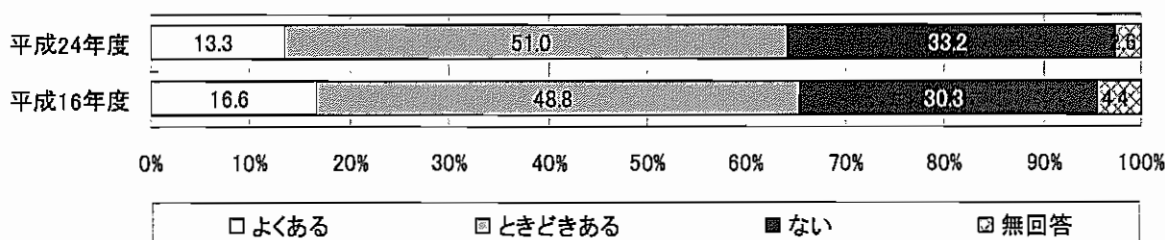
B. 女性差別について

女性差別について、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は53.7%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



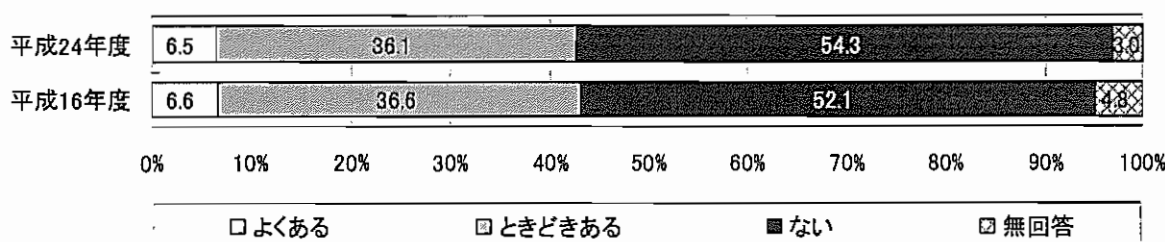
C. 障がい者差別について

障がい者差別について、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は64.3%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



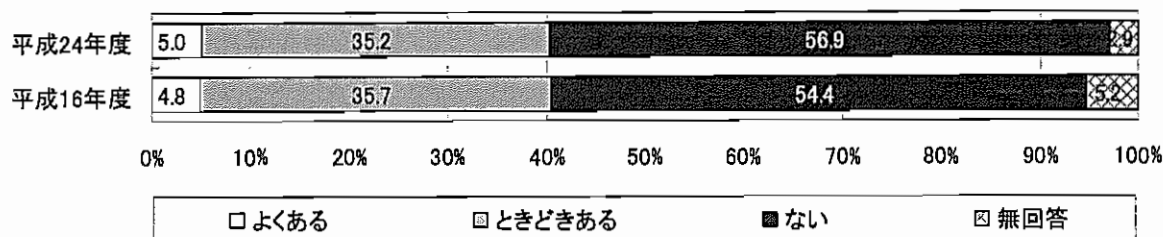
D. 在日韓国・朝鮮人差別について

在日韓国・朝鮮人差別について、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は42.6%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



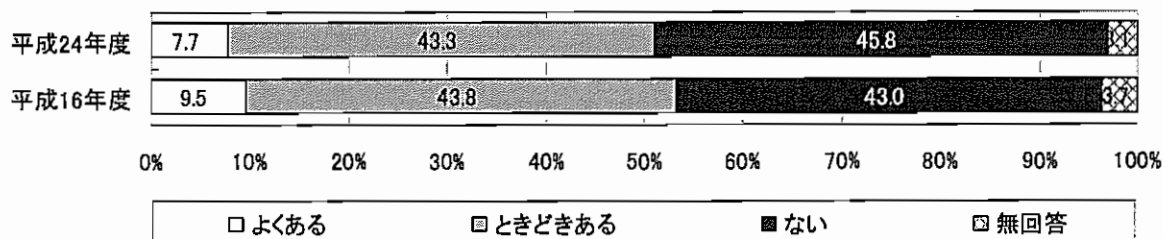
E. 外国人労働者差別について

外国人労働者差別について、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は40.2%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



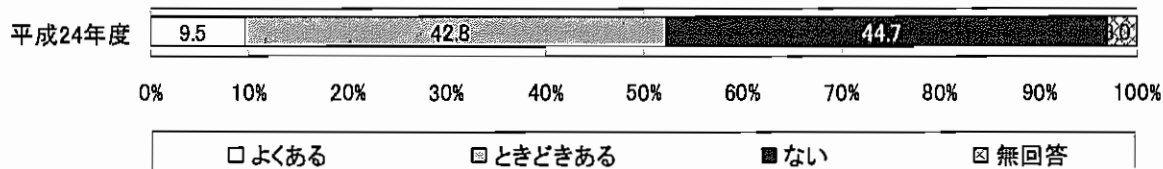
F. 部落差別について

部落差別について、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は51.0%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



G. 高齢者虐待について

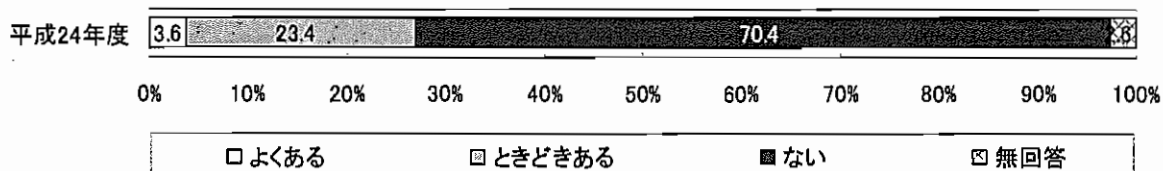
高齢者虐待について、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は52.3%となった。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

H. 感染症患者(HIV感染者、エイズ患者など)に対する差別について

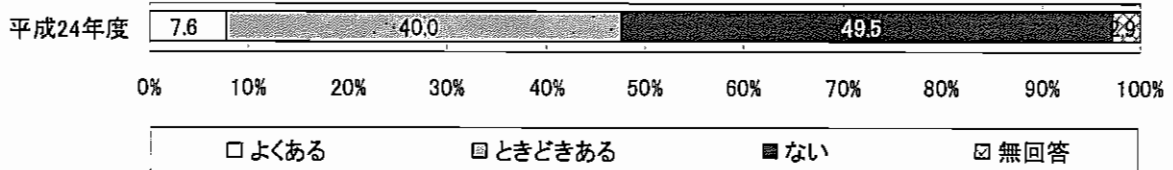
感染症患者(HIV感染者、エイズ患者など)に対する差別について、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は27.0%となっており、話し合うことは「ない」が70.4%となっている。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

I. 犯罪被害者やその家族のプライバシーの侵害について

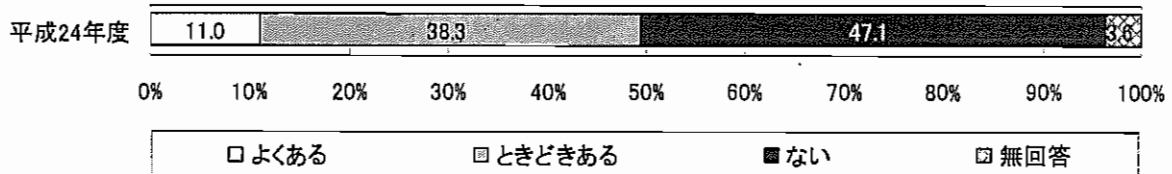
犯罪被害者やその家族のプライバシーの侵害について、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は47.6%となった。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

J. インターネット上の差別や誹謗中傷の書き込みについて

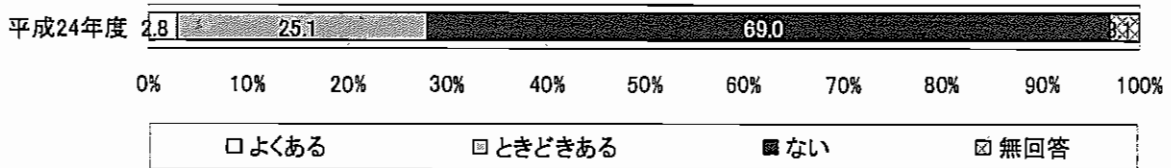
インターネット上の差別や誹謗中傷の書き込みについて、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は49.3%となった。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

K. 性的マイノリティ(性同一性障がい者や同性愛者など)に対する差別について

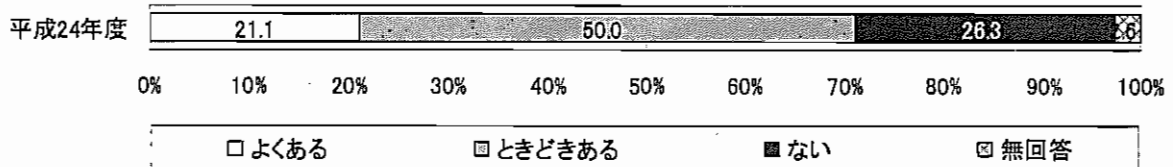
性的マイノリティ(性同一性障がい者や同性愛者など)に対する差別について、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は27.9%となった。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

L. 原子力発電所事故による放射線被ばく風評被害について

原子力発電所事故による放射線被ばく風評被害について、家族や友人と話し合うことが「よくある」「ときどきある」は71.1%となった。



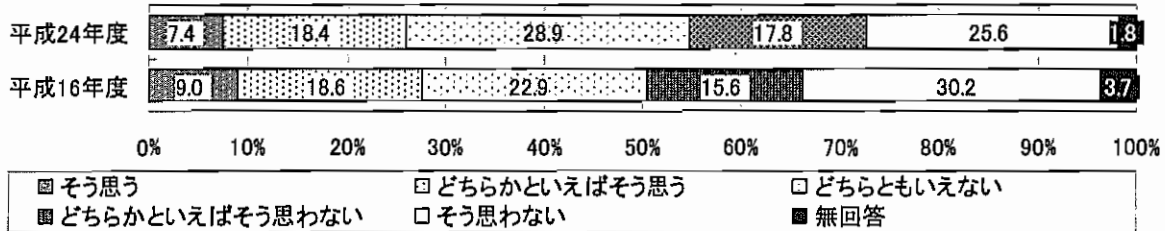
※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

5 人権問題に関する意見

問5 人権に関する問題をめぐって、いろいろな意見があります。A～Nについて、あなたはどのように思いますか。

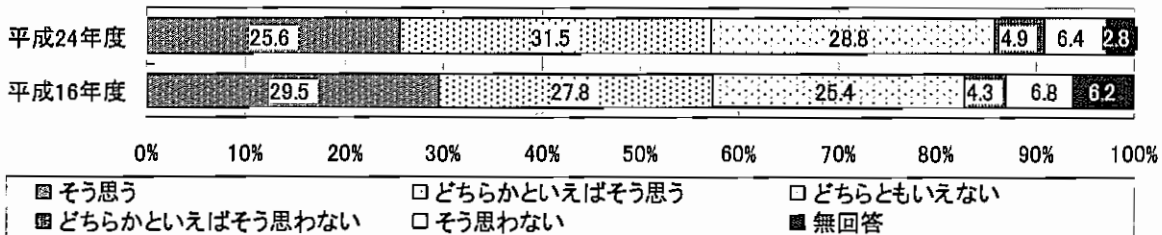
A. 部落差別は、いけないことだが私とは関係のない話だ

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は43.4%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



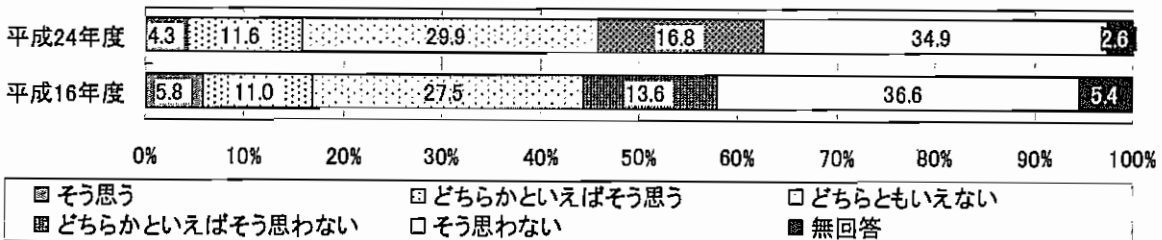
B. 部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題にもプラスになる

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は57.1%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



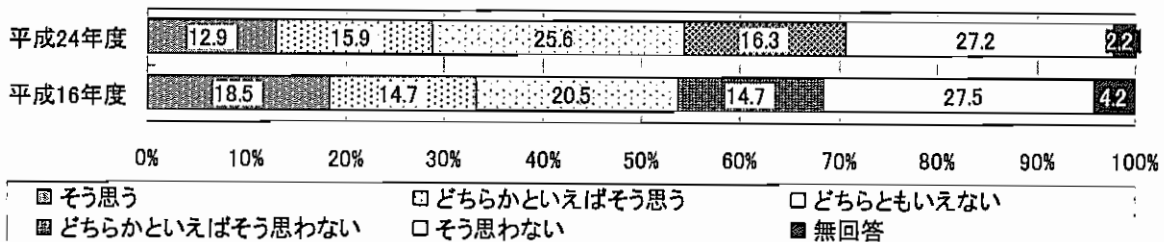
C. 同和地区の人には、差別されるだけの理由がある

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は51.7%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



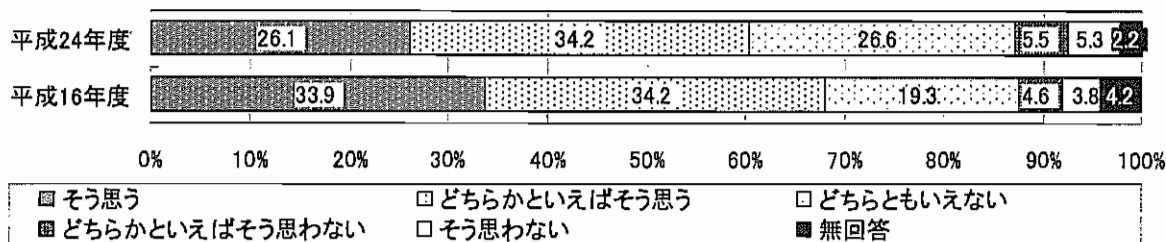
D. そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていく

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は43.5%となった。前回調査と比較して、「そう思う」は低くなっている。



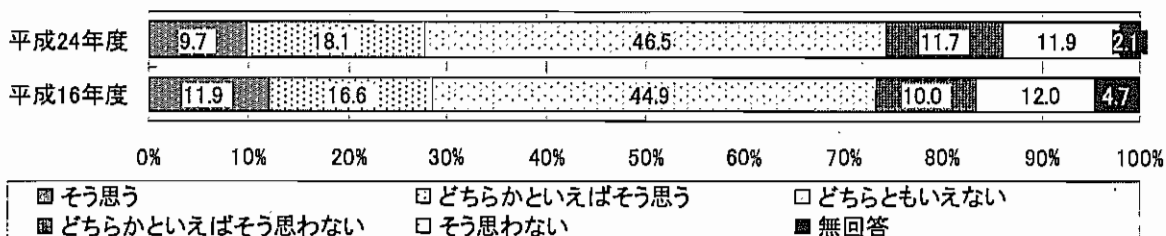
E. 身体障がい者が利用できるようにすべての公共の建物を改造するべきだ

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は60.3%となった。前回調査と比較して、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は、およそ1割(8.4%⇒10.8%)と大きな差はないが、「そう思う」が低くなっており、「どちらともいえない」が高くなっている。



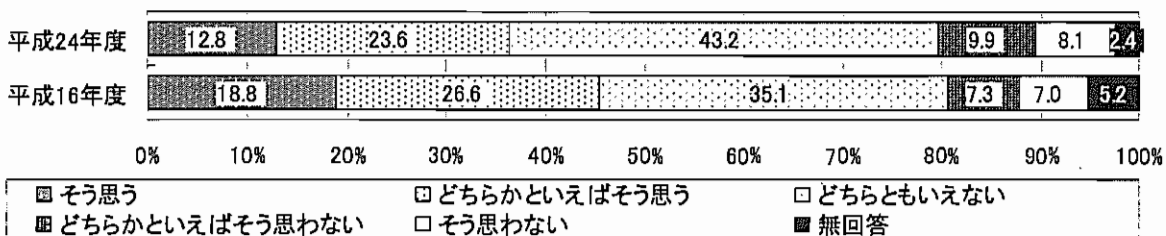
F. 障がい者を雇用する義務をはたしていない会社には、厳しい罰則を与えるべきだ

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は27.8%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



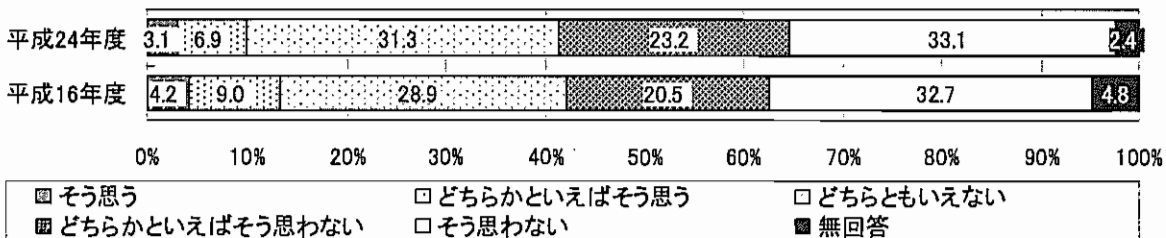
G. 外国人住民は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきだ

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は36.4%となった。前回調査と比較して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が低くなっており、「どちらともいえない」が高くなっている。



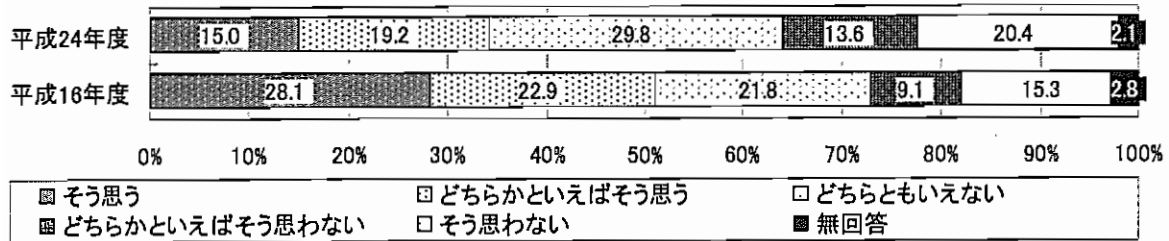
H. 外国人は、仕事をする上で、少々待遇が悪くても仕方がない

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は56.3%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



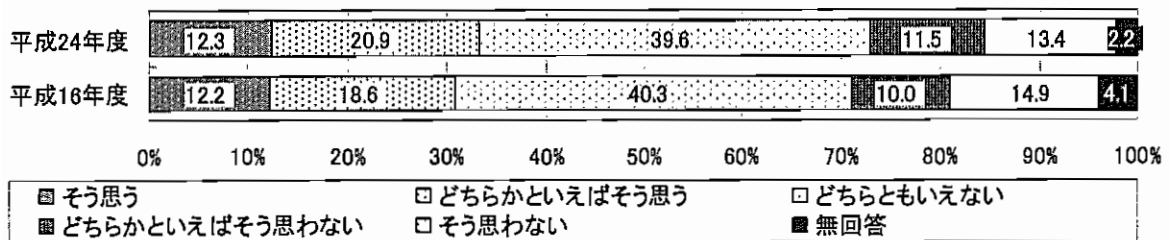
I. 子育ての間は、母親は育児に専念するべきだ

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は34.2%となった。前回調査と比較して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は低くなっており、「どちらともいえない」「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が高くなっている。



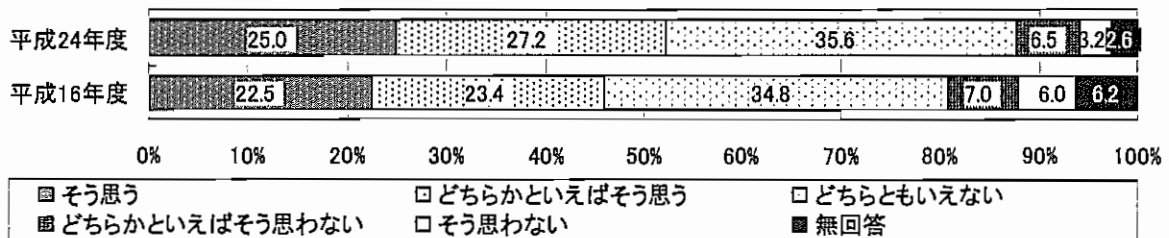
J. 国会で女性議員の割合が低いのは問題だ

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は33.2%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



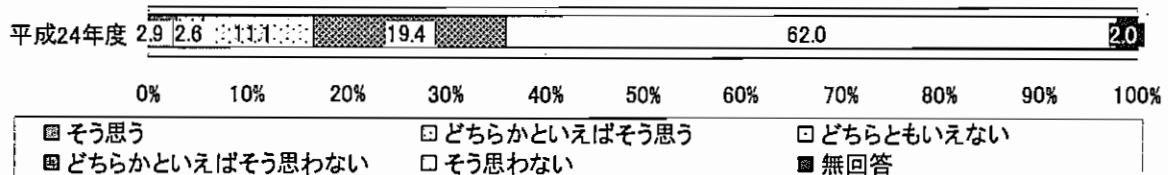
K. 私は友人がHIVに感染していることがわかって、これまでと同じようにつき合っていける

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は52.2%となった。前回調査と比較して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が6.3ポイント(45.9%⇒52.2%)高くなっている。



L. 病状や治療法、薬の処方については患者やその家族は知る必要はなく医師にまかせるべきだ

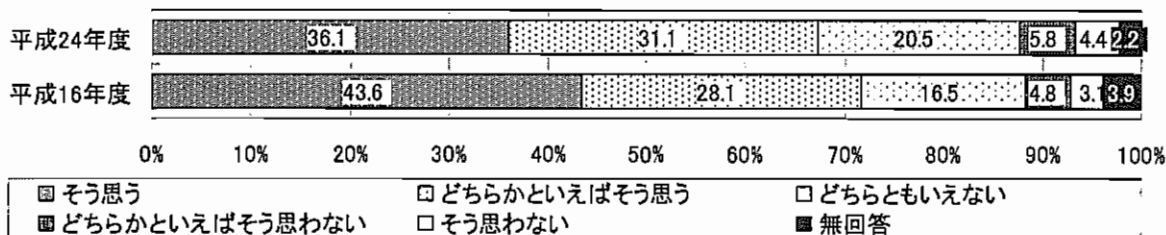
「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は81.4%となった。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

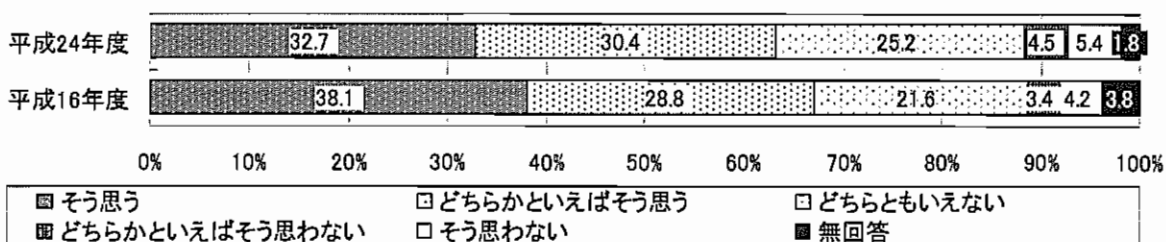
M. 犯罪を犯した少年は、成人と同じように処遇するべきだ

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は 67.2%となった。前回調査と比較して、大きな差はみられない。



N. 高齢者が孤独死する社会を作っているのは、私たち自身の問題である

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は 63.1%となった。前回調査と比較して、「そう思う」は低くなっている。



6 結婚(縁談)相手の調査

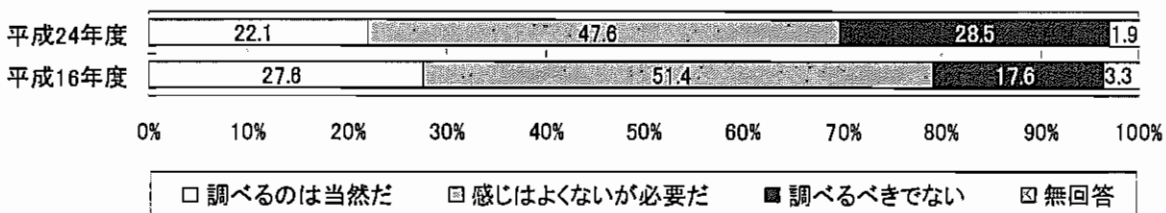
問6-1 あなたの身内の方に、結婚(縁談)の話があったときに、あなたの家族が相手に気づかれないように次のA～Eについて調べようとしたとすると、あなたはどのように感じますか。

問6-2 問6-1のA～Eの設問で1または2の回答を選択した方におたずねします。その理由としてあてはまる回答の数字にいくつでも〇をつけてください。(複数回答)

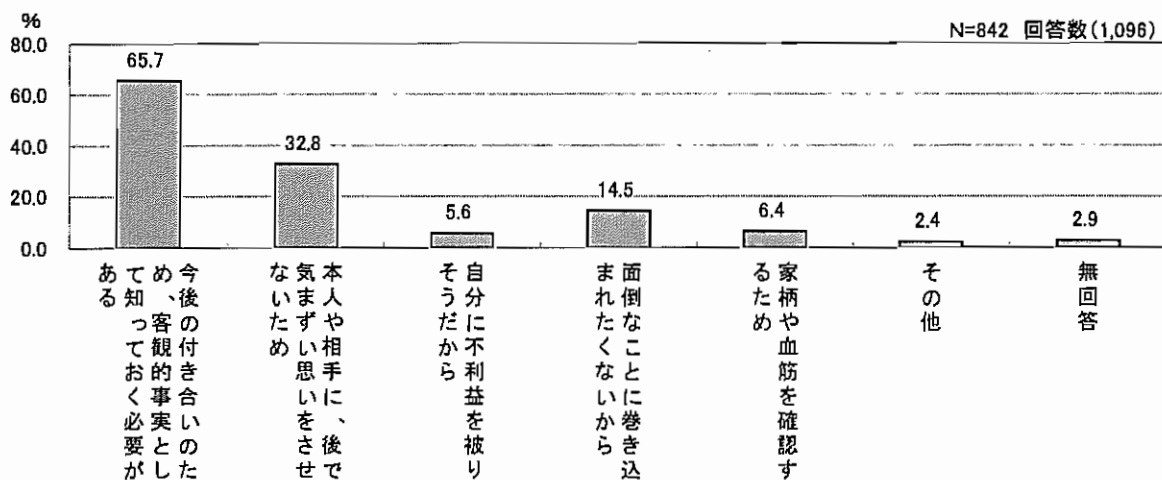
A. 相手の素行や性格

相手の素行や性格を、「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」は 69.7%となっており、前回調査と比較して、9.3ポイント(79.0%⇒69.7%)低くなっている。

また相手の素行や性格を「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」と思う理由として、「今後の付き合いのため、客観的事実として知っておく必要がある」(65.7%)が最も高くなっている。



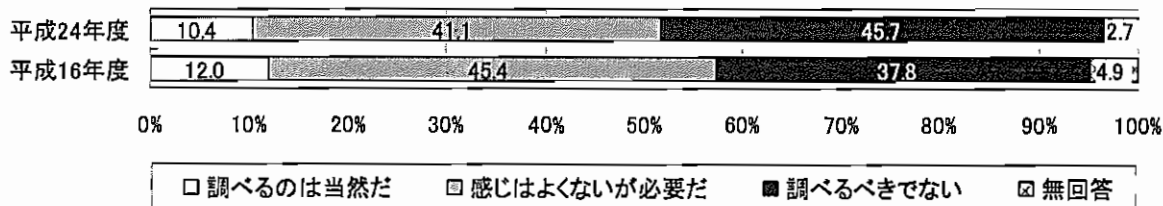
相手の素行や性格を「調べるのが当然だ」「感じはよくないが必要だ」と思う理由



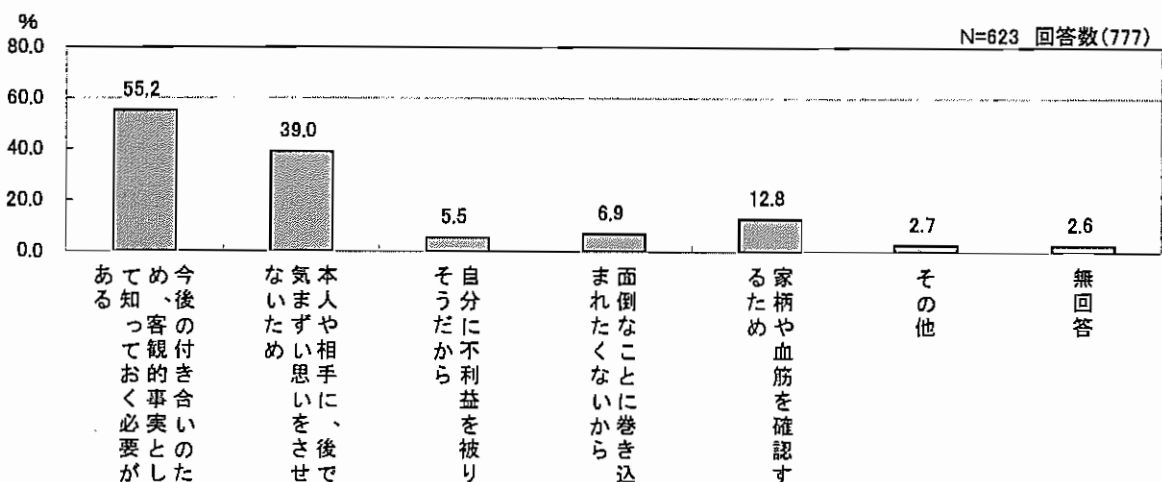
B. 相手の家族の病歴や障がいの有無

相手の家族の病歴や障がいの有無を、「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」は51.5%となっている。前回調査と比較して、「調べるべきでない」が7.9ポイント(37.8%⇒45.7%)高くなっている。

また相手の家族の病歴や障がいの有無を「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」と思う理由として、「今後の付き合いのため、客観的事実として知っておく必要がある」が55.2%と最も高くなっている。



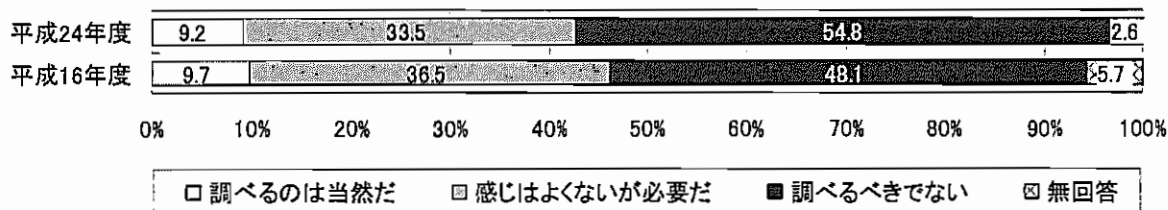
相手の家族の病歴や障がいの有無を「調べるのが当然だ」「感じはよくないが必要だ」と思う理由



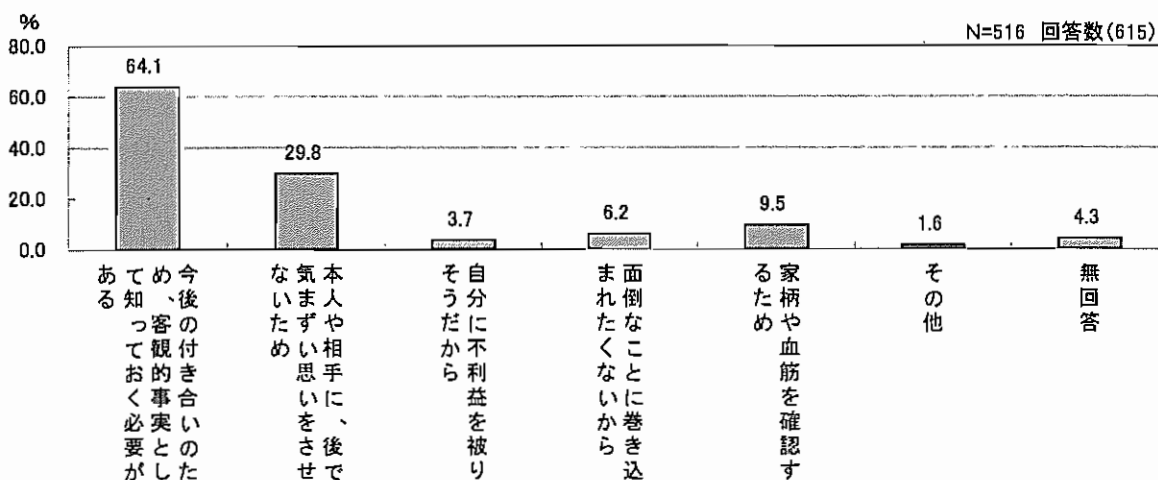
C. 相手の家族の職業や学歴

相手の家族の職業や学歴を、「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」は42.7%となっている。前回調査と比較して、「調べるべきでない」が6.7ポイント(48.1%⇒54.8%)高くなっている。

また相手の家族の職業や学歴を「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」と思う理由として、「今後の付き合いのため、客観的事実として知っておく必要がある」が64.1%と最も高くなっている。



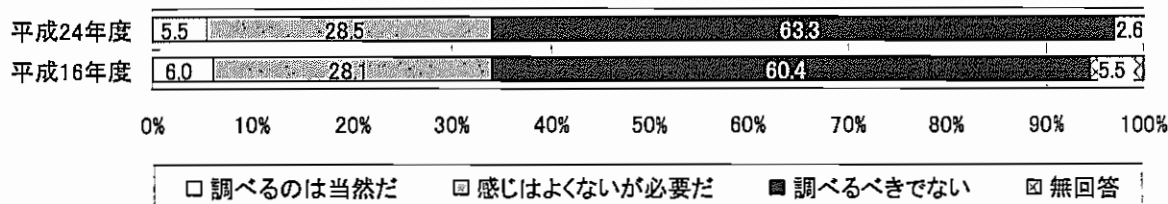
相手の家族の職業や学歴を「調べるのが当然だ」「感じはよくないが必要だ」と思う理由



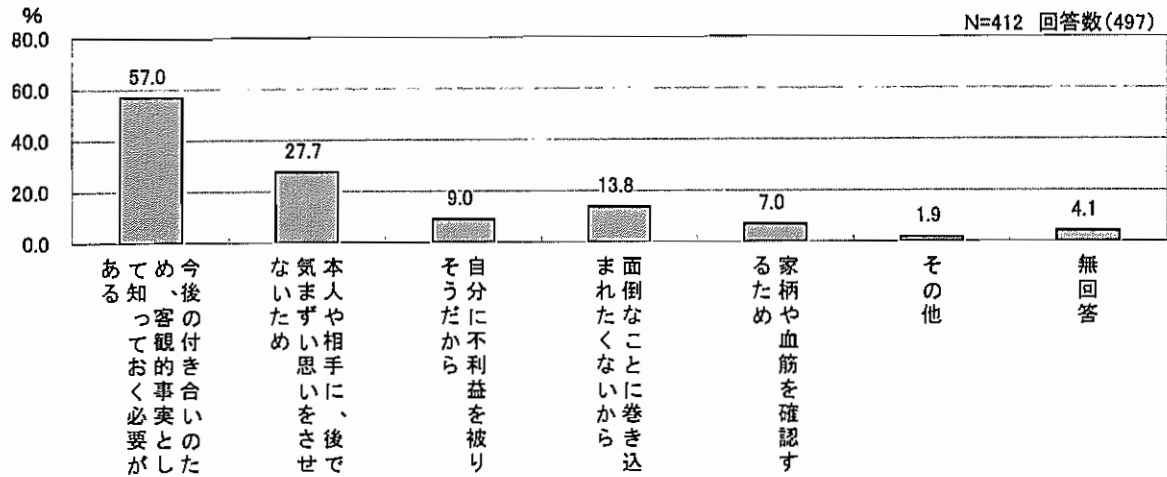
D. 相手の家族の収入、資産

相手の家族の収入、資産を、「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」は34.0%となっている。前回調査と比較して、大きな差はみられない。

また相手の家族の収入、資産を「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」と思う理由として、「今後の付き合いのため、客観的事実として知っておく必要がある」(57.0%)が最も高くなっている。



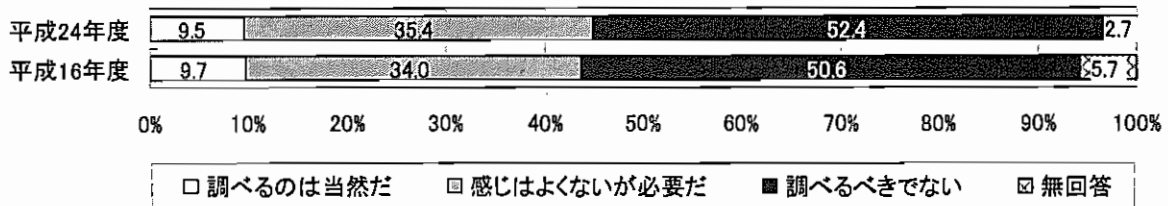
相手の家族の収入、資産を「調べるのが当然だ」「感じはよくないが必要だ」と思う理由



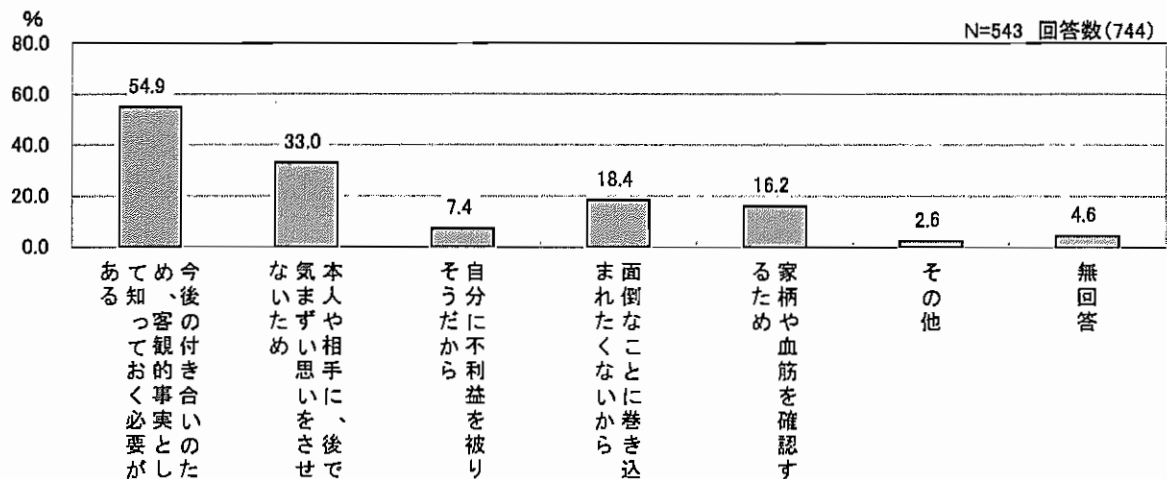
E. 同和地区の人であるかどうか

同和地区の人であるかどうかを、「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」は44.9%となっている。前回調査と比較して、大きな差はみられない。

また同和地区の人であるかどうかを「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」と思う理由として、「今後の付き合いのため、客観的事実として知っておく必要がある」が54.9%と最も高くなっている。

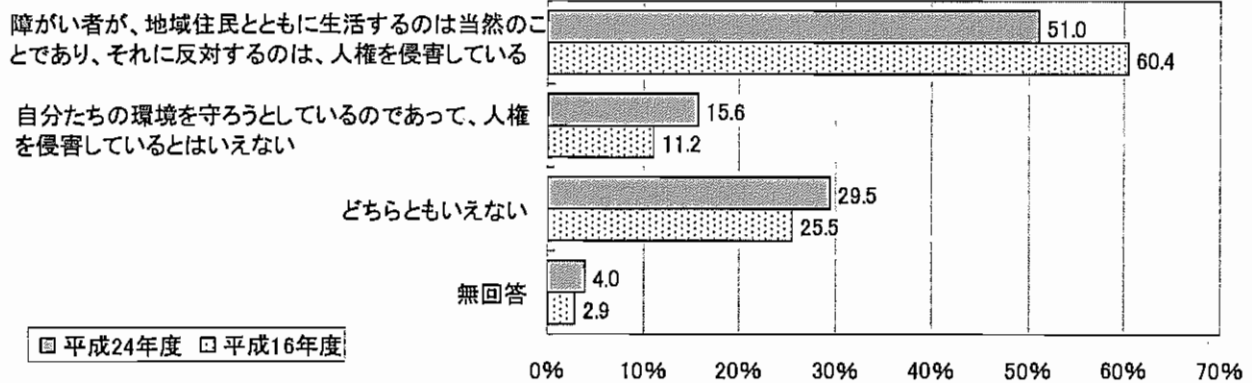


同和地区の人であるかどうかを「調べるのが当然だ」「感じはよくないが必要だ」と思う理由



7 知的障がい者の人権

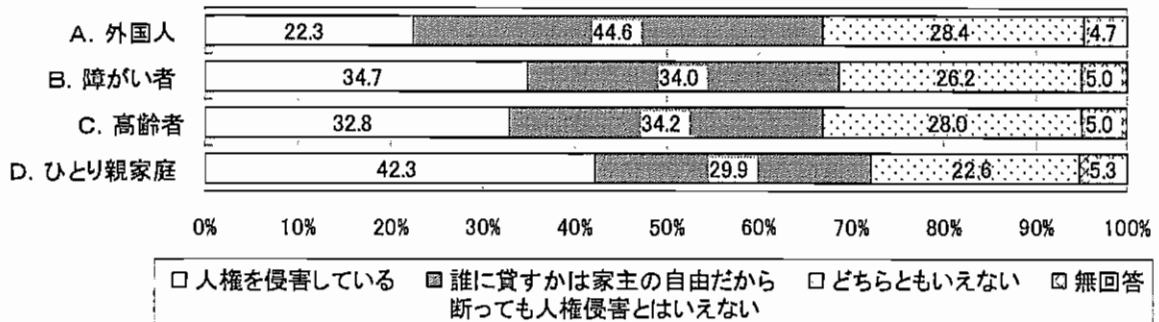
問7 ある市が、住宅地域の中心に、知的障がい者のための生活施設の建設を計画したところ、地元の住民から反対運動が起こってきました。こうした住民の態度について、あなたはどのように思いますか。



「障がい者が、地域住民とともに生活するのは当然のことであり、それに反対するのは、人権を侵害している」は51.0%となっており、前回調査から9.4ポイント(60.4%⇒51.0%)低くなっている。また前回調査との比較では、男性の回答割合に大きな差はないが、女性は、「障がい者が、地域住民とともに生活するのは当然のことであり、それに反対するのは、人権を侵害している」が、13.0ポイント(63.3%⇒50.3%)低くなっている。

8 不動産取引における人権問題

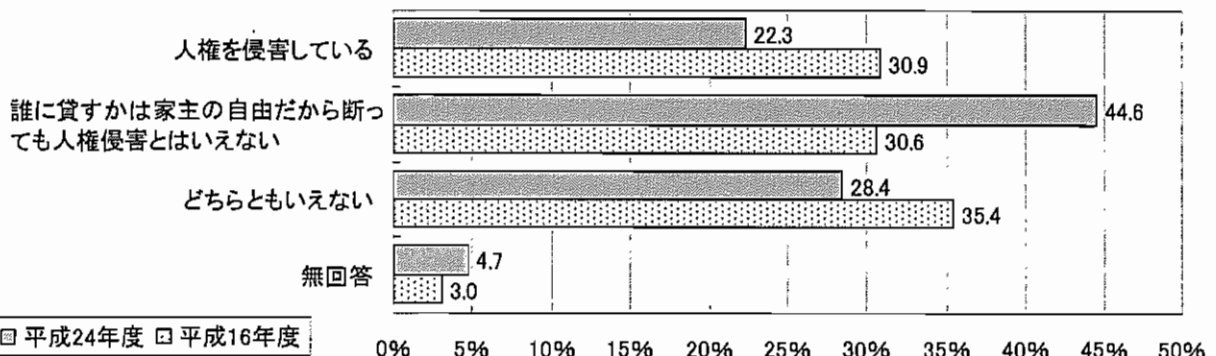
問8 家主が賃貸マンションをA～Dの人であることを理由に貸すことを断ることについて、あなたはどのように思いますか。



外国人であることを理由に賃貸マンションを貸すことを断ることについて、障がい者、高齢者、ひとり親家庭であることを理由に断ることと比較すると、「誰に貸すかは家主の自由だから断っても人権侵害とはいえない」が10ポイント以上(10.4%～14.7%)高くなっている。

A. 外国人

外国人に賃貸マンションを貸すことを断ることについて、「人権を侵害している」は22.3%となっており、前回調査と比較して、8.6ポイント(30.9%⇒22.3%)低くなっている。



B. 障がい者

障がい者に賃貸マンションを貸すことを断ることについて、「人権を侵害している」(34.7%)、「誰に貸すかは家主の自由だから断っても人権侵害とはいえない」(34.0%)が3割と意見が分かれている。

C. 高齢者

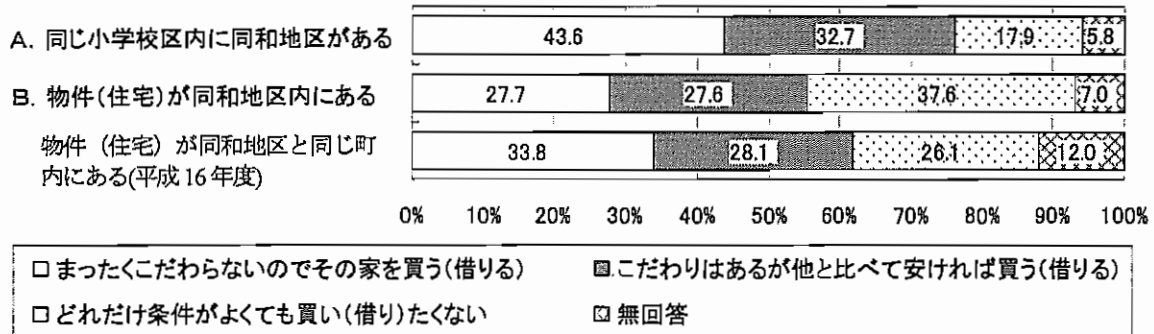
高齢者に賃貸マンションを貸すことを断ることについて、「人権を侵害している」(32.8%)、「誰に貸すかは家主の自由だから断っても人権侵害とはいえない」(34.2%)が3割と意見が分かれている。

D. ひとり親家庭

ひとり親家庭に賃貸マンションを貸すことを断ることについて、「人権を侵害している」が42.3%、「誰に貸すかは家主の自由だから断っても人権侵害とはいえない」が29.9%となっている。

9 同和地区周辺の住居購入に対する意向

問9. もし仮に、あなたが、住宅を探しているとした場合に、間取り、交通の便、環境、値段など、自分の目で確かめ、気に入ったとします。その後、その家のすぐ近くに次のA、Bのような条件があることがわかった場合、あなたはどうしますか。

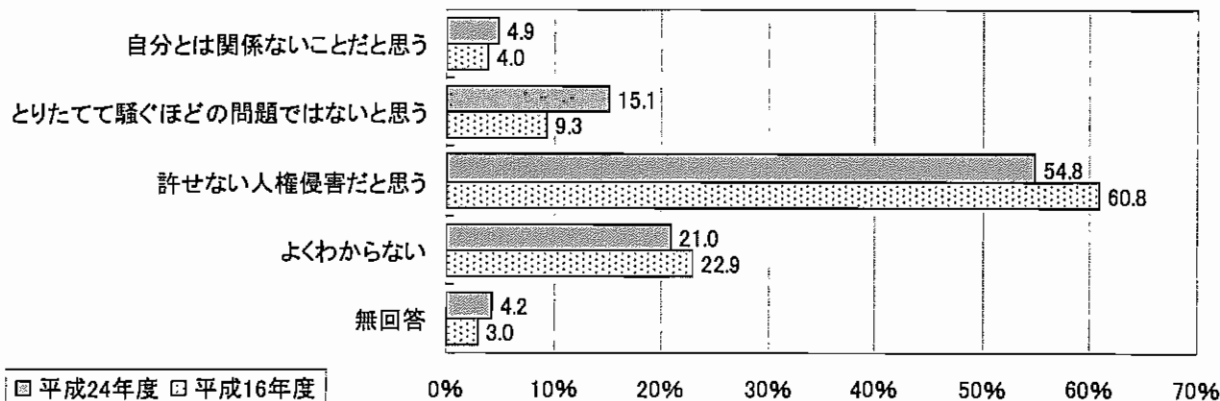


もし仮に気に入った住宅が、「A. 同じ小学校区内に同和地区がある」場合と、「B. 物件(住宅)が同和地区内にある」場合とを比較すると、「まったくこだわらないのでその家を買う(借りる)」と答えた割合は、A43.6%に対し、B27.7%と、BがAより15.9ポイント低くなっている。また、「どれだけ条件がよくても買い(借り)たくない」と答えた割合は、A17.9%、B37.6%と、BがAより19.7ポイント高くなっている。

なお、前回の調査では、もし気に入った住宅が「同和地区と同じ町内にある」ことが分かった場合、どうするか聞いたところ、「まったくこだわらないでその家を買う」と答えた割合は33.8%、「いくら条件がよくても、買いたくない」と答えた割合は26.1%であった。

10 インターネット上の人権侵害

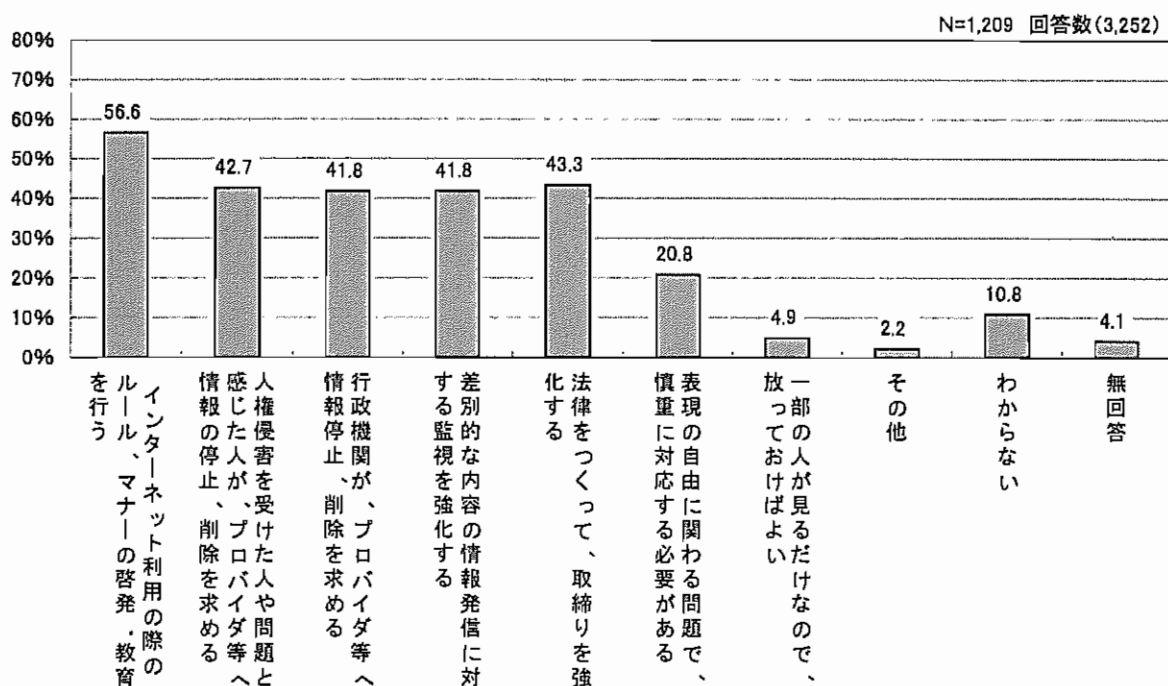
問10-1 インターネット上で、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの情報が掲載されることがあります。このようなことについて、あなたはどのように思いますか？



インターネット上で、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの情報が掲載されることについて、「許せない人権侵害だと思う」は54.8%となっており、「自分とは関係ないことだと思う」「とりたてて騒ぐほどの問題ではないと思う」は、20.0%となっている。

問10-2 インターネット上での差別的な書き込みなどを解決するためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

インターネット上での差別的な書き込みなどを解決するために必要なこと

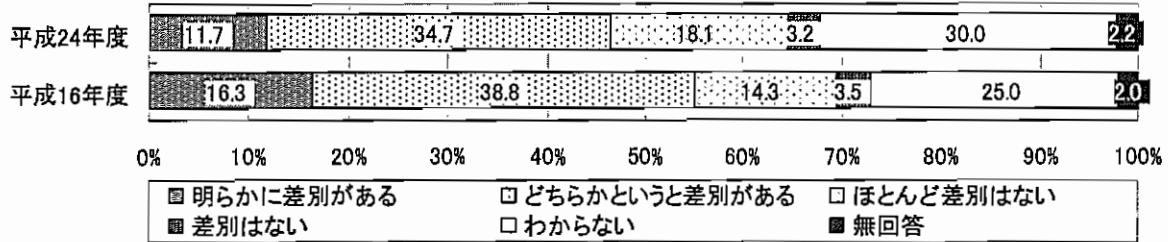


インターネット上での差別的な書き込みなどを解決するために必要なことについて、「インターネット利用の際のルール、マナーの啓発・教育を行う」は、5割以上(56.6%)と最も高くなっている。また、「法律をつくって、取締りを強化する」(43.3%)、「人権侵害を受けた人や問題と感じた人が、プロバイダ等へ情報の停止、削除を求める」(42.7%)、「行政機関が、プロバイダ等へ情報停止、削除を求める」(41.8%)、「差別的な内容の情報発信に対する監視を強化する」(41.8%)が4割以上となっている。

11 部落差別の現状認識と解消への見通し

問11 部落差別の現状や、なくなる見通しについて、さまざまな見方がありますが、あなたは、どのようにお考えですか。

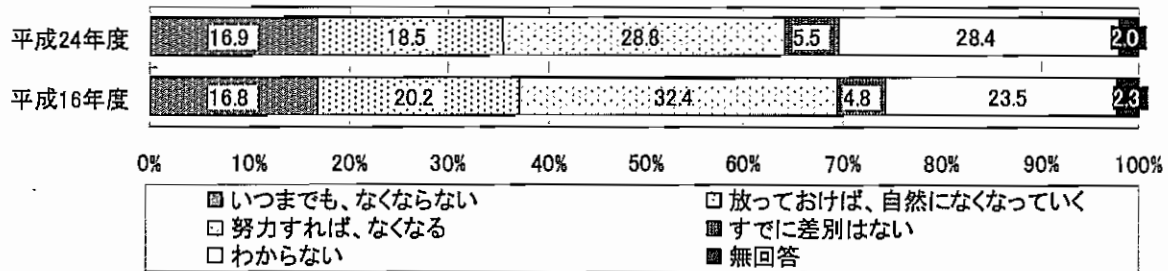
A. 同和地区出身者を対象とする結婚差別の現状について



同和地区出身者を対象とする結婚差別の現状について、「明らかに差別がある」「どちらかという差別がある」は46.4%となっており、「差別はない」「ほとんど差別はない」は21.3%となっている。

前回調査と比較して、「明らかに差別がある」「どちらかという差別がある」は8.7ポイント(55.1%⇒46.4%)低くなっている。「差別はない」「ほとんど差別はない」(17.8%⇒21.3%)については、大きな差はみられない。

B. 結婚差別がなくなる見通しについて

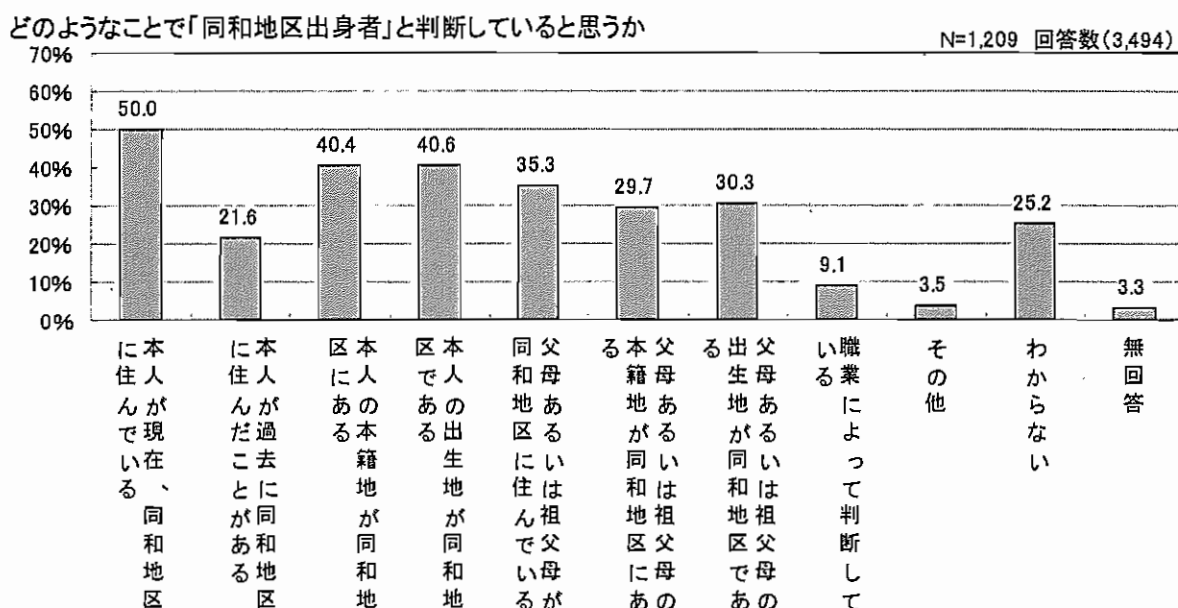


結婚差別がなくなる見通しについて、「いつまでも、なくなる」は16.9%となっており、「放っておけば、自然になくなっていく」は18.5%、「努力すれば、なくなる」は28.8%となっている。

前回調査と比較して、大きな差はみられない。

12 同和地区出身者と判断する基準

問12 世間では、どのようなことで「同和地区出身者」を判断していると思いますか。(複数回答)



世間では、どのようなことで「同和地区出身者」を判断していると思うかについて、「本人が現在、同和地区に住んでいる」が50.0%となっている。「本人の本籍地が同和地区にある」「本人の出生地が同和地区である」はいずれも約4割となっている。

また、「本人が過去に同和地区に住んだことがある」は21.6%、「職業によって判断している」は9.1%となっている。

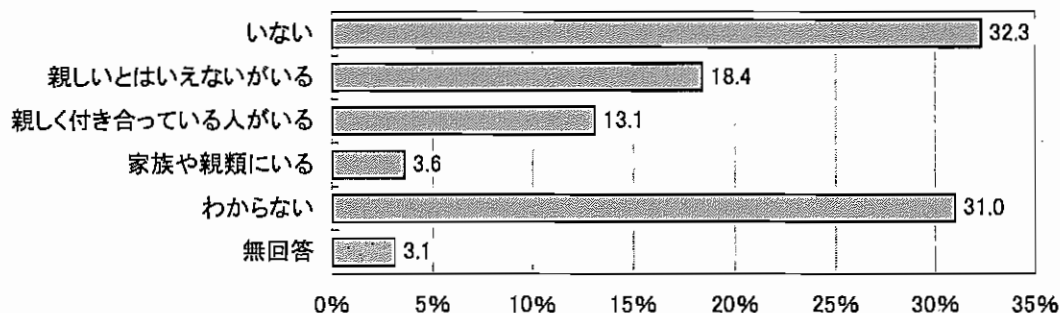
13 マイノリティとの付き合い

問13 あなたのまわりに、A~Gの人がいますか。それぞれについて、あてはまる回答の数字にいくつでも○をつけてください。(複数回答)

A. 同和地区出身者

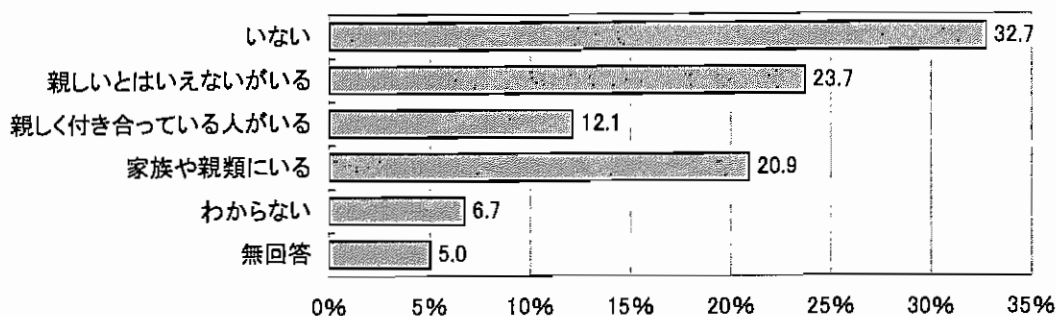
「親しいとはいえないがいる」(18.4%)、「親しく付き合っている人がいる」(13.1%)、「家族や親類にいる」(3.6%)と同和地区出身者が身近にいる人は35.1%となっている。

前回調査では、同和地区出身者が身近にいる人は40.2%であった。



B. 障がい者

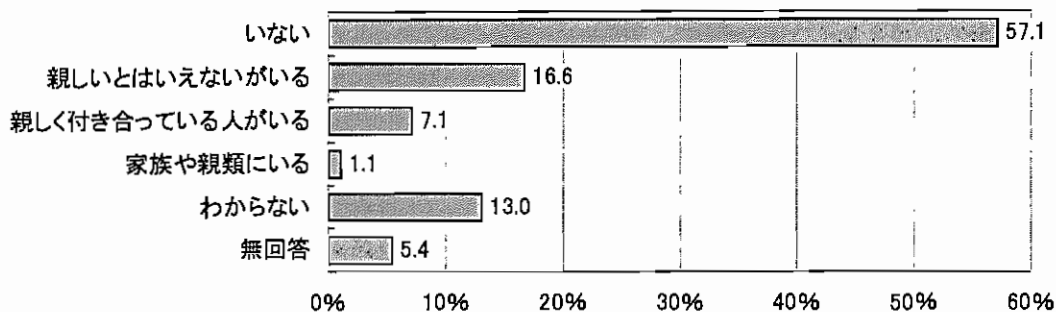
「親しいとはいえないがいる」(23.7%)、「親しく付き合っている人がいる」(12.1%)、「家族や親類にいる」(20.9%)と障がい者が身近にいる人は56.7%となっている。



C. 在日韓国・朝鮮人

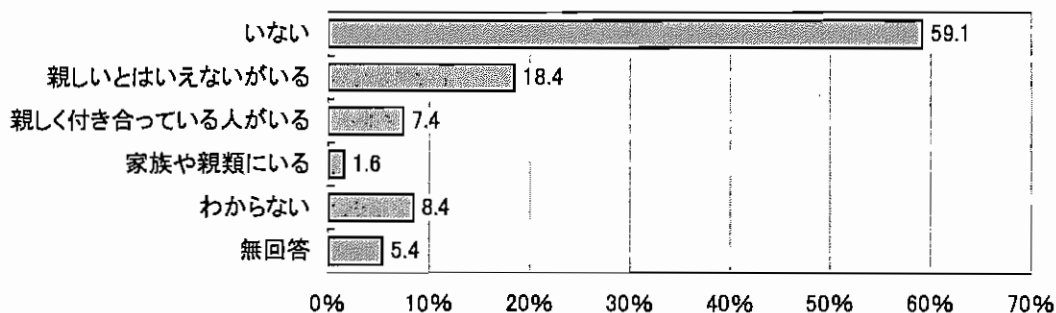
「親しいとはいえないがいる」(16.6%)、「親しく付き合っている人がいる」(7.1%)、「家族や親類にいる」(1.1%)と在日韓国・朝鮮人が身近にいる人は24.8%となっている。

前回調査では、在日韓国・朝鮮人が身近にいる人は23.7%であった。



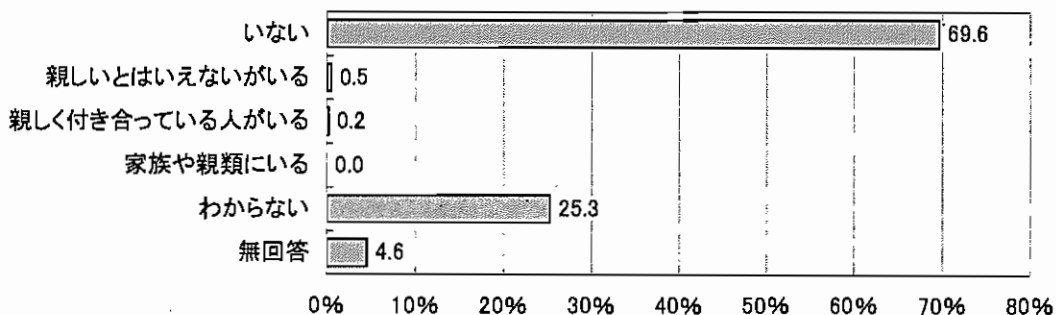
D. 外国人（在日韓国・朝鮮人を除く）

「親しいとはいえないがいる」(18.4%)、「親しく付き合っている人がいる」(7.4%)、「家族や親類にいる」(1.6%)と外国人が身近にいる人は27.4%となっている。



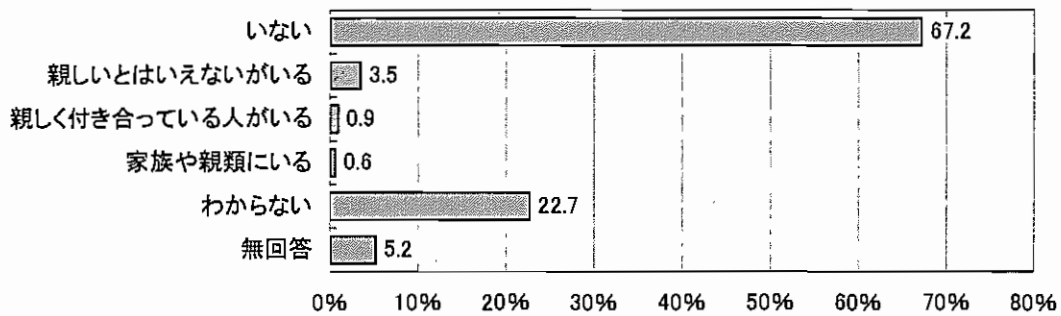
E. 感染症患者（HIV感染者、エイズ患者など）

「親しいとはいえないがいる」(0.5%)、「親しく付き合っている人がいる」(0.2%)と感染症患者(HIV感染者、エイズ患者など)が身近にいる人は0.7%となっている。



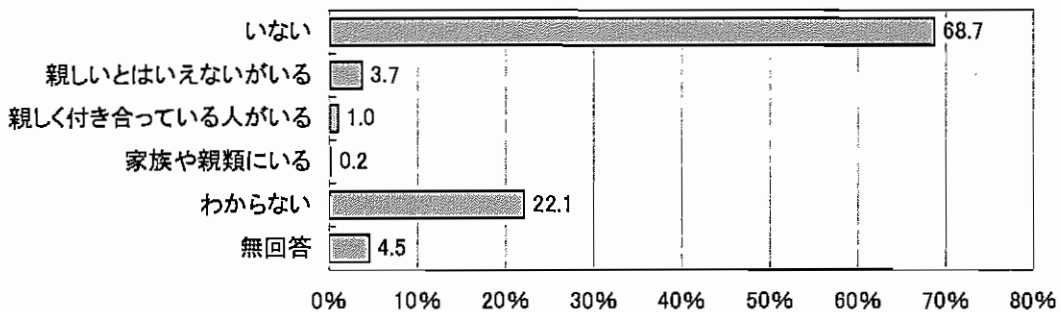
F. 犯罪被害者

「親しいとはいえないがいる」(3.5%)、「親しく付き合っている人がいる」(0.9%)、「家族や親類にいる」(0.6%)と犯罪被害者が身近にいる人は5.0%となっている。



G. 性的マイノリティ (性同一性障がい者や同性愛者など)

「親しいとはいえないがいる」(3.7%)、「親しく付き合っている人がいる」(1.0%)、「家族や親類にいる」(0.2%)と性的マイノリティ(性同一性障がい者や同性愛者など)が身近にいる人は4.9%となっている。

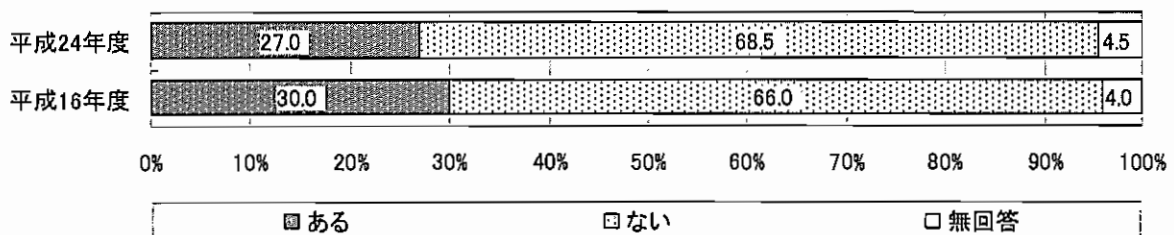


14 人権問題の解決に熱心な人との出会い

問14 これまで、学校、職場、地域などで、次のような人権問題の解決に熱心にとりくんでいる人に出会ったことがありますか。

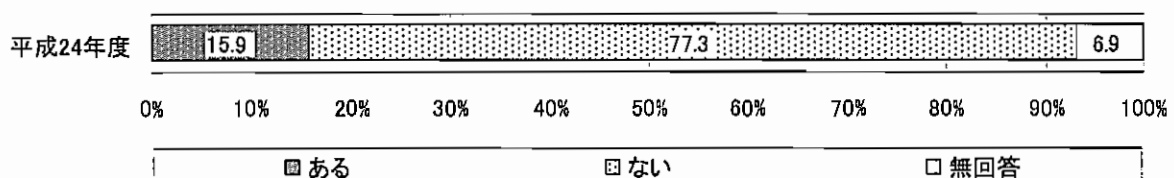
A. 同和問題

同和問題の解決に熱心にとりくんでいる人に出会ったことが「ある」人は、27.0%となっている。前回調査と比較し大きな差はみられない。



B. 女性の人権問題

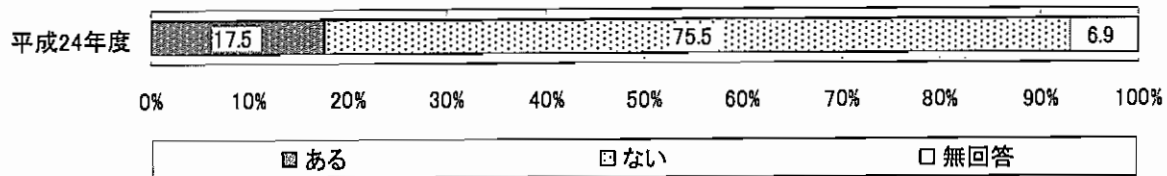
女性の人権問題の解決に熱心にとりくんでいる人に出会ったことが「ある」人は、15.9%となっている。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

C. 子どもの人権問題

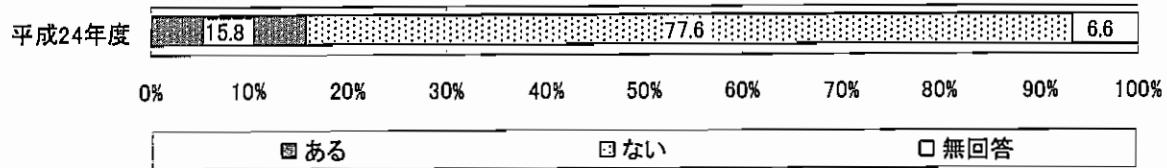
子どもの人権問題の解決に熱心にとりくんでいる人に出会ったことが「ある」人は、17.5%となっている。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

D. 高齢者の人権問題

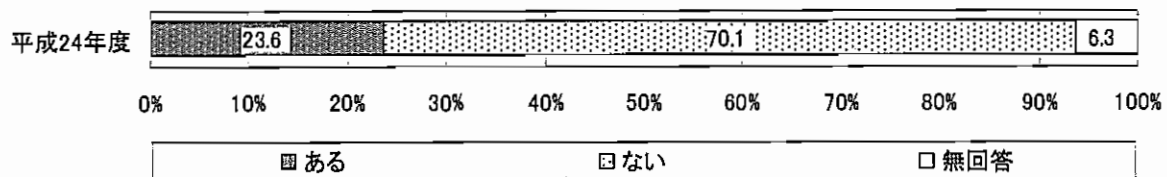
高齢者の人権問題の解決に熱心にとりくんでいる人に出会ったことが「ある」人は、15.8%となっている。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

E. 障がい者の人権問題

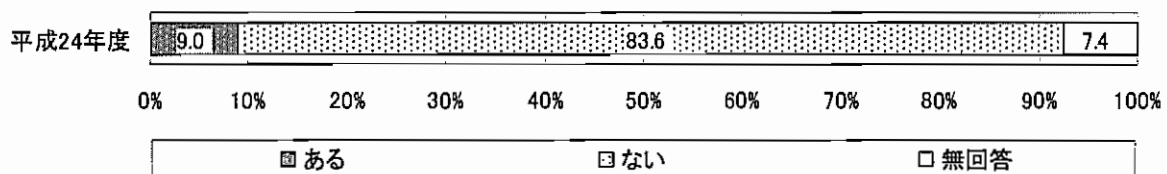
障がい者の人権問題の解決に熱心にとりくんでいる人に出会ったことが「ある」人は、23.6%となっている。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

F. 在日韓国・朝鮮人の人権問題

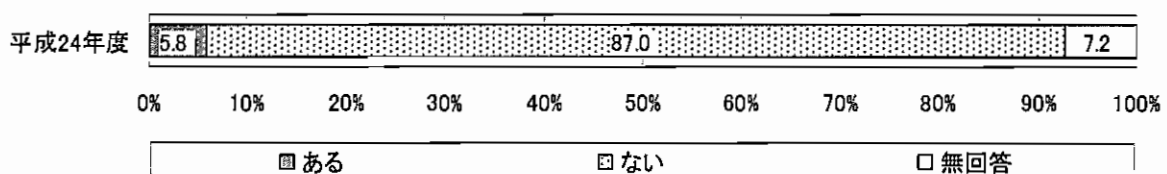
在日韓国・朝鮮人の人権問題の解決に熱心にとりくんでいる人に出会ったことが「ある」人は、9.0%となっている。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

G. 外国人（在日韓国・朝鮮人を除く）の人権問題

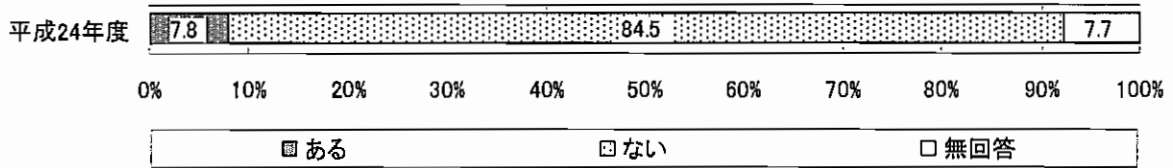
外国人（在日韓国・朝鮮人を除く）の人権問題の解決に熱心にとりくんでいる人に出会ったことが「ある」人は、5.8%となっている。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

H. 患者の人権問題

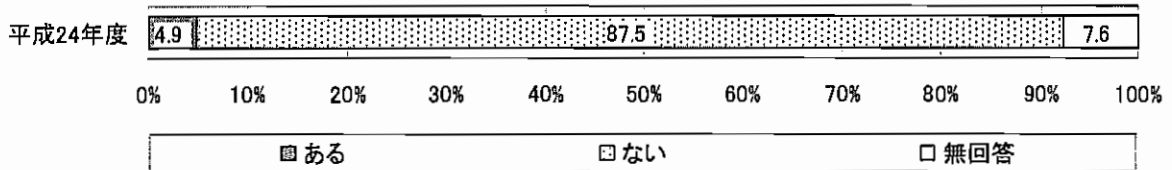
患者の人権問題の人権問題の解決に熱心にとりくんでいる人に出会ったことが「ある」人は、7.8%となっている。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

I. 犯罪被害者の人権問題

犯罪被害者の人権問題の人権問題の解決に熱心にとりくんでいる人に出会ったことが「ある」人は、4.9%となっている。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

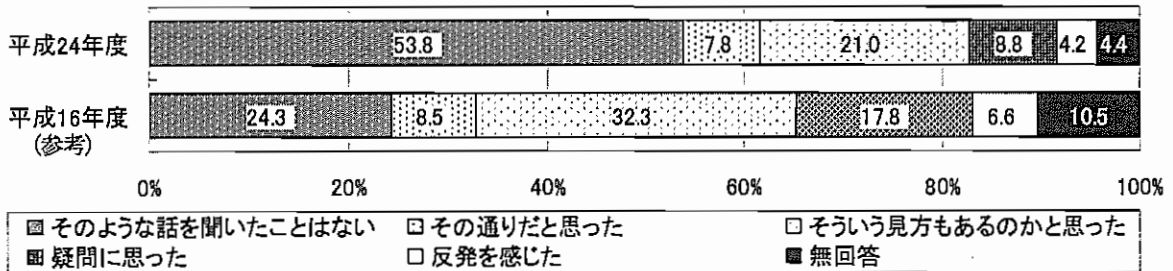
15 同和問題についての日常生活での情報と受け止め方

問15 最近5年間で、あなたは同和問題について次のようなことを聞いたことがありますか。そのときに、あなたはどのように思いましたか。

※今回の調査では、「最近5年間で」の条件を加えたため、A～Dのグラフにおいて、平成16年度のデータは参考として示している。

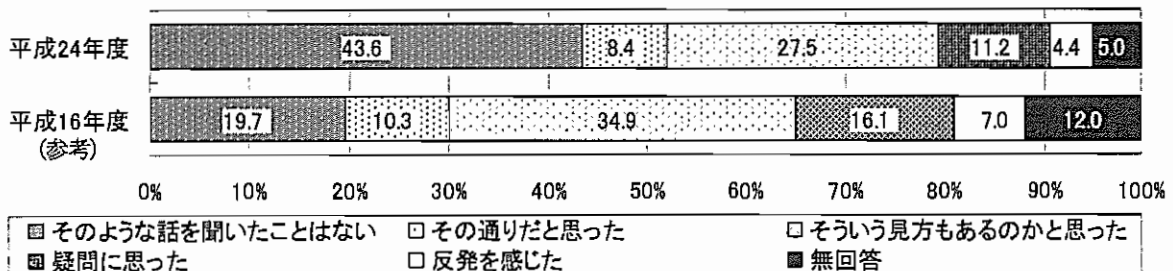
A. 同和問題にはかかわらない方がよい

話を聞いたことがある人(「その通りだと思った」「そういう見方もあるのかと思った」「疑問に思った」「反発を感じた」)は、41.8%となっている。



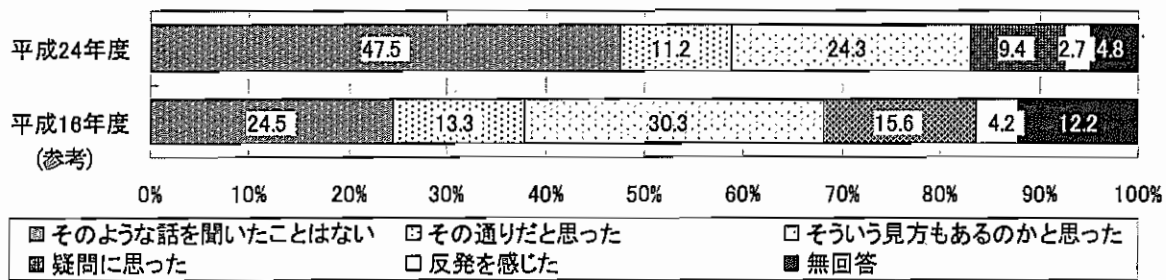
B. 同和地区の人は、こわい

話を聞いたことがある人(「その通りだと思った」「そういう見方もあるのかと思った」「疑問に思った」「反発を感じた」)は、51.5%となっている。



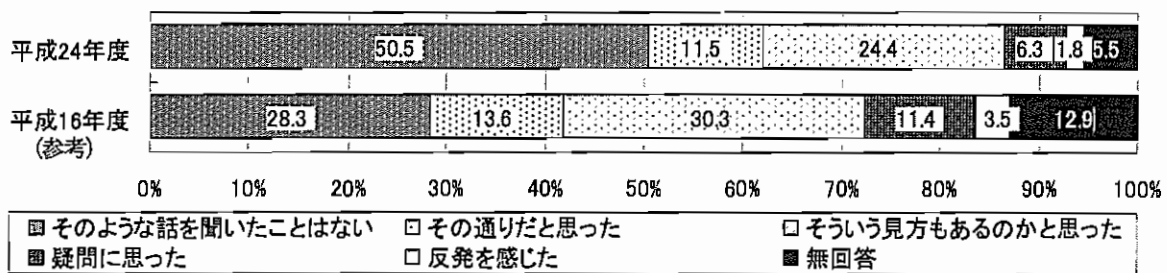
C. 同和地区の人は、何かあると集団でおしかけてくる

話を聞いたことがある人(「その通りだと思った」「そういう見方もあるのかと思った」「疑問に思った」「反発を感じた」)は、47.6%となっている。



D. 同和地区の人は、言葉じりをとらえて差別だと問題にする人が多い

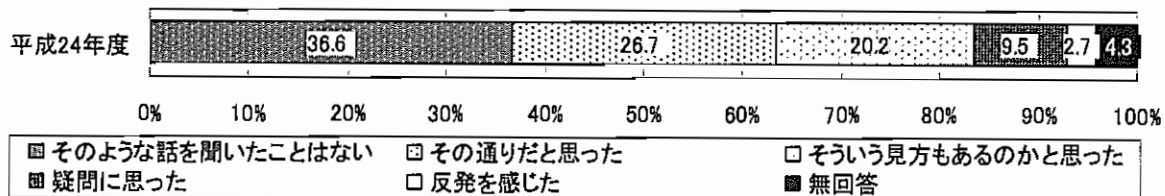
話を聞いたことがある人(「その通りだと思った」「そういう見方もあるのかと思った」「疑問に思った」「反発を感じた」)は、44.0%となっている。



E. 行政が同和地区の人にだけ特別な施策を行うのは不公平だ

話を聞いたことがある人(「その通りだと思った」「そういう見方もあるのかと思った」「疑問に思った」「反発を感じた」)は、59.1%となっている。

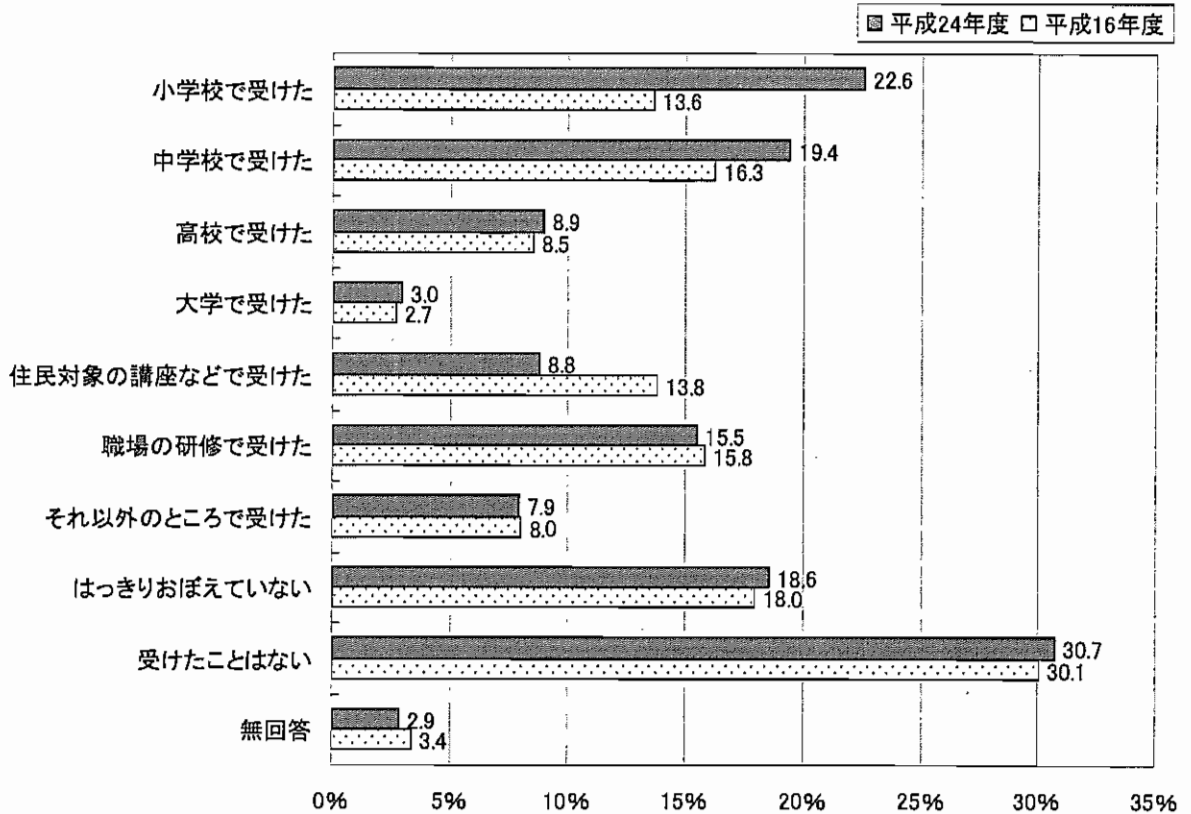
AからDまでと比較し、話を聞いたことがある人の割合が高くなっている。



※この項目は今回の調査で新たに設定したため、平成16年度のデータはありません。

16 同和教育・啓発経験

問16 あなたは、学校や職場、地域で、同和问题についての学習を受けたことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答)



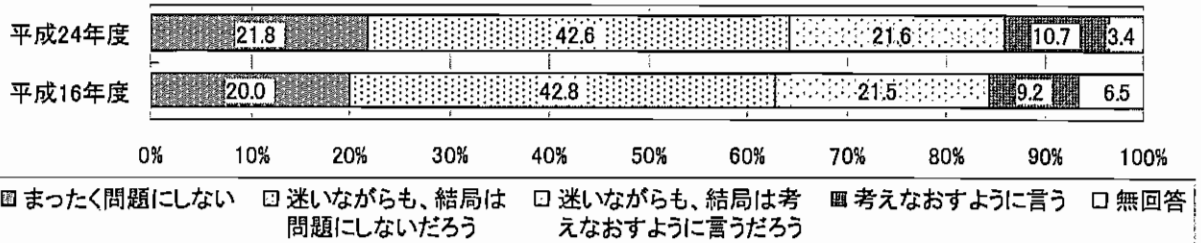
「小学校で受けた」(22.6%)、「中学校で受けた」(19.4%)、「職場の研修で受けた」(15.5%)の順となっており、「受けたことはない」と答えた人が30.7%となっている。

前回調査結果と比較し、「小学校で受けた」、「中学校で受けた」について12.1ポイント高くなっている。また、「住民対象の講座などで受けた」と答えた人は低くなっている。

17 子どもの結婚希望相手が同和地区出身者だった場合の態度

問17 もし仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいといっている相手が同和地区の人だとわかった場合の態度についてお答えください。

1. あなたの態度

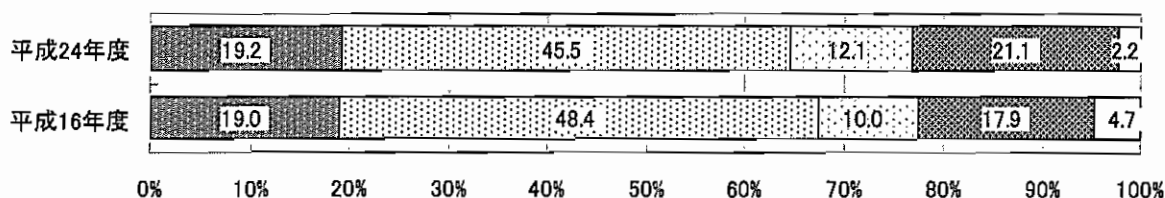


もし仮に自分の子どもが、恋愛をし、結婚したいといっている相手が同和地区の人だとわかった場合、「まったく問題にしない」「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」は64.4%となっている。

また、「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」「考えなおすように言う」は32.3%であった。

前回調査と比較して、大きな差はみられない。

2. 親類の態度



頭から、とんでもないと反対する親類がいるだろう
 口に出して反対するものはないが、喜ばない親類がいるだろう
 誰も、それを問題にしないだろう
 わからない
 無回答

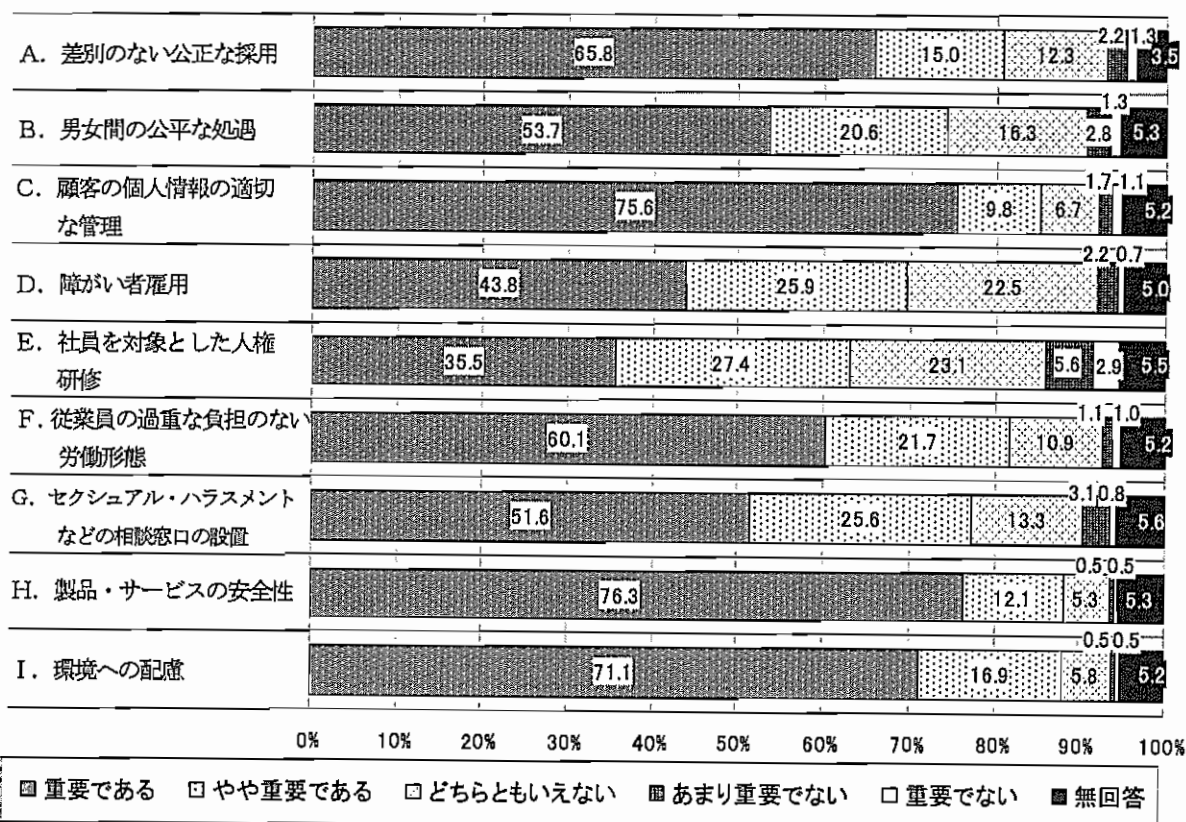
もし仮に自分の子どもが、恋愛をし、結婚したいといっている相手が同和地区の人だとわかった場合の親類の態度について、「頭から、とんでもないと反対する親類がいるだろう」、「口に出して反対するものはないが、喜ばない親類がいるだろう」は、64.7%となっている。また、「誰も、それを問題にしないだろう」は12.1%であった。

前回調査と比較して、大きな差はみられない。

18 企業の社会的責任

問18 企業の社会的責任に関して、次のA～Iの項目についてあなたの考えに近い回答の数字に一つだけ○をつけてください。

「A. 差別のない公正な採用」(80.8%)、「C. 顧客の個人情報の適切な管理」(85.4%)、「F. 従業員の過重な負担のない労働形態」(81.8%)、「H. 製品・サービスの安全性」(88.4%)、「I. 環境への配慮」(88.0%)について、8割以上が「重要である」「やや重要である」と答えた。



A. 差別のない公正な採用

差別のない公正な採用について、「重要である」(65.8%)、「やや重要である」(15.0%)は80.8%となっている。

B. 男女間の公平な処遇

男女間の公平な処遇について、「重要である」(53.7%)、「やや重要である」(20.6%)は74.3%となっている。

C. 顧客の個人情報の適切な管理

顧客の個人情報の適切な管理について、「重要である」(75.6%)、「やや重要である」(9.8%)は85.4%となっている。

D. 障がい者雇用

障がい者雇用について、「重要である」(43.8%)、「やや重要である」(25.9%)は69.7%となっている。

E. 社員を対象とした人権研修

社員を対象とした人権研修について、「重要である」(35.5%)、「やや重要である」(27.4%)は62.9%となっている。

F. 従業員の過重な負担のない労働形態

従業員の過重な負担のない労働形態について、「重要である」(60.1%)、「やや重要である」(21.7%)は81.8%となっている。

G. セクシュアル・ハラスメントなどの相談窓口の設置

セクシュアル・ハラスメントなどの相談窓口の設置について、「重要である」(51.6%)、「やや重要である」(25.6%)は77.2%となっている。

H. 製品・サービスの安全性

製品・サービスの安全性について、「重要である」(76.3%)、「やや重要である」(12.1%)は88.4%となっている。

I. 環境への配慮

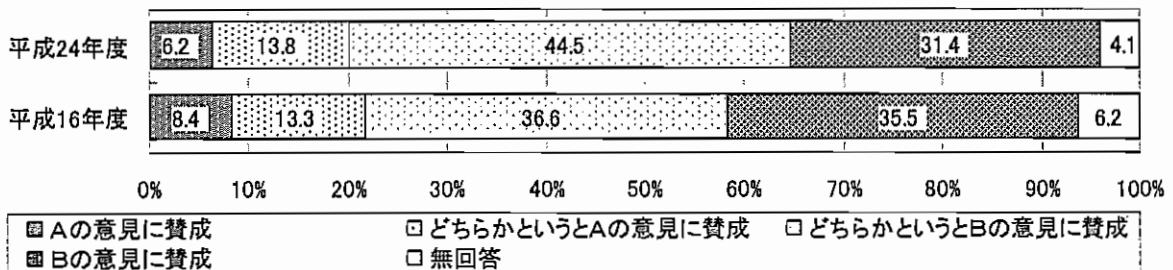
環境への配慮について、「重要である」(71.1%)、「やや重要である」(16.9%)は88.0%となっている。

19 犯罪被害者の人権

問19 犯罪の被害者やその家族に対する報道のあり方について、A、B二人の意見が次のようにわかれました。あなたはA、Bどちらの意見に近いですか？

Aの意見：「市民には犯罪について真実を知る権利があるので、犯罪被害者の人権を侵害するおそれがあるということで、取材・報道を自主規制するのはおかしい。」

Bの意見：「たとえ知る権利にのっとった取材・報道であっても、犯罪被害者の人権を侵害しかねないので、取材・報道は自主規制すべきだ。」



犯罪の被害者やその家族に対する報道のあり方について、Aの意見への賛成が20.0%に対して、Bの意見への賛成が75.9%と大きく上回っている。

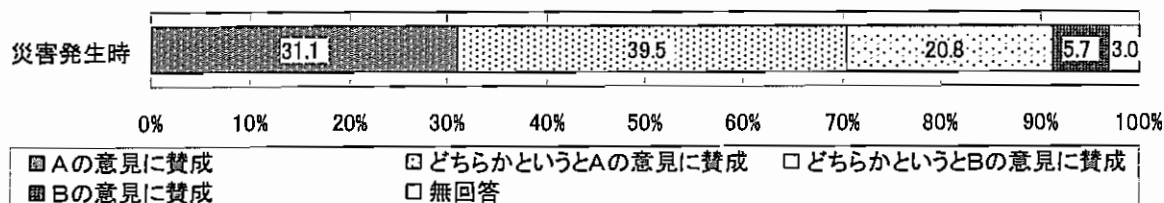
前回調査と比較して、大きな差はみられない。

20 災害発生時の人権

問20 地震や津波、水害などの災害発生時の人権について、A、B二人の意見が次のようにわかれました。あなたはA、Bどちらの意見に近いですか？

Aの意見：「災害が発生した時の避難所では、障がい者や高齢者、外国人など支援が必要な人には特別な配慮をすべきだ。」

Bの意見：「災害が発生した時の避難所では、みんなが困っているのだから、障がい者や高齢者、外国人など支援が必要な人に特別な配慮ができなくてもやむを得ない。」

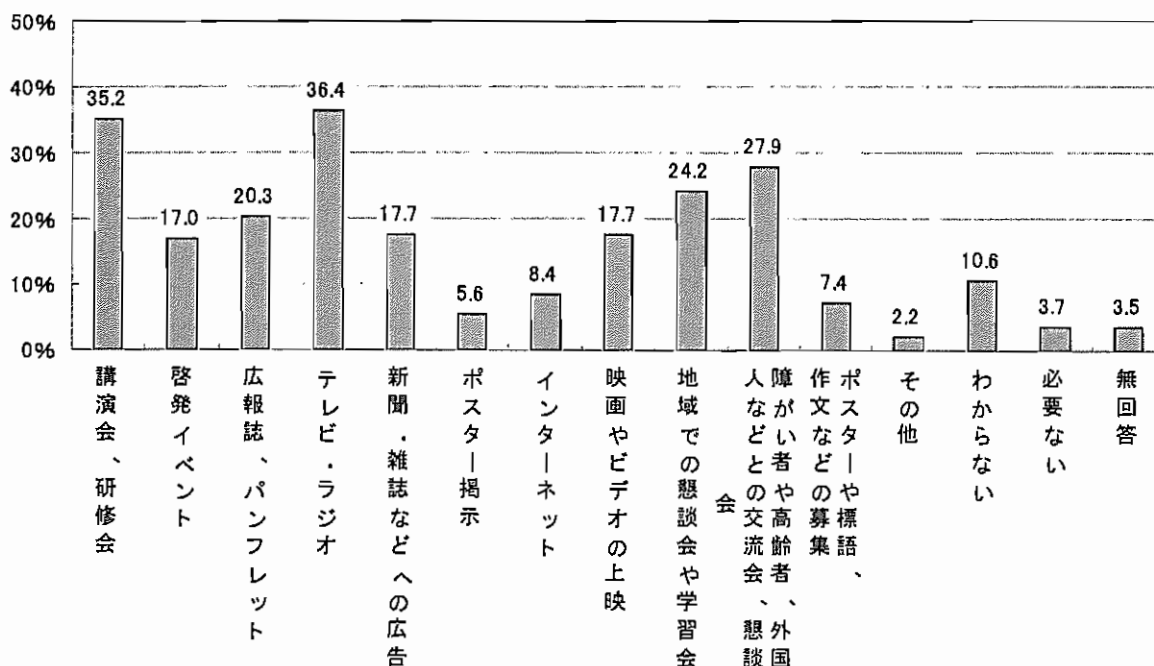


地震や津波、水害などの災害発生時の人権について、Bの意見への賛成が26.5%に対して、Aの意見への賛成が70.6%と大きく上回っている。

21 人権問題について効果的な啓発手法

問21 人権問題に関する正しい理解と認識を深めるために、どのような啓発手法が効果的だと思いますか。(複数回答)

人権問題に関する正しい理解と認識を深めるための効果的な啓発手法 N=1,209 回答数(2,875)

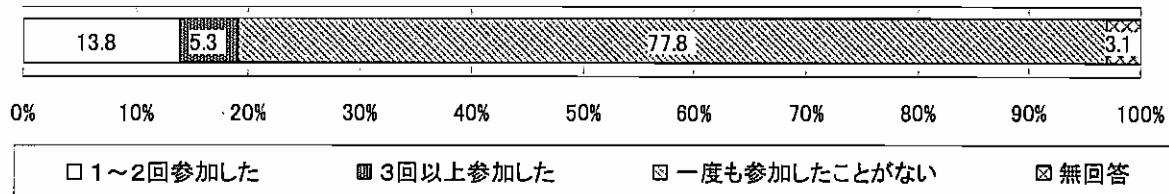


人権問題に関する正しい理解と認識を深めるための効果的な啓発手法として、「テレビ・ラジオ」(36.4%)が最も高くなっており、以下「講演会、研修会」(35.2%)、「障がい者や高齢者、外国人などとの交流会、懇談会」(27.9%)、「地域での懇談会や学習会」(24.2%)、「広報誌、パンフレット」(20.3%)の順となっている。

22 講演会や研修会への参加について

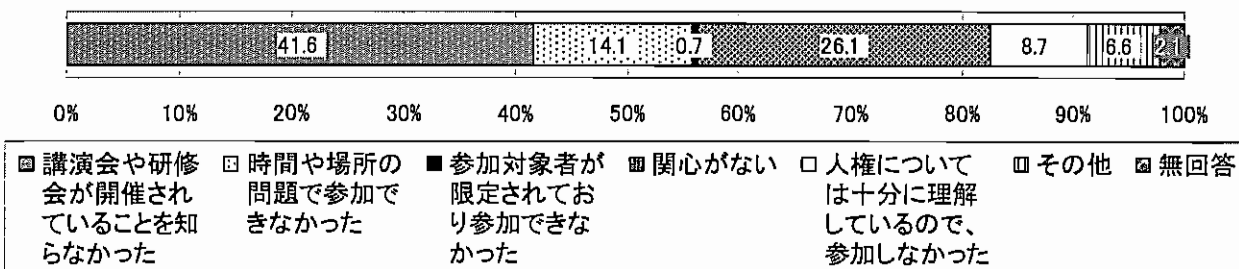
問22-1 あなたは最近5年間で、県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加したことがありますか。

県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に、「1～2回参加した」(13.8%)「3回以上参加した」(5.3%)は、19.1%となっている。



問22-2 県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加しなかった理由としてあてはまる回答に一つだけ〇をつけてください。

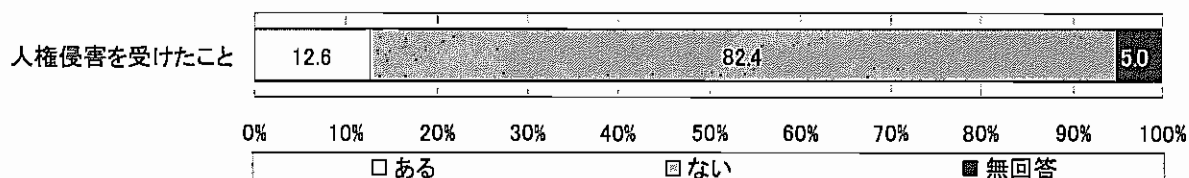
県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加しなかった理由として、「講演会や研修会が開催されていることを知らなかった」(41.6%)が最も高くなっている。



23 人権の侵害を受けた経験と対応

問23-1 あなたは、最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。

最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じたことが「ある」と、20歳代(21人)、30歳代(23人)、40歳代(39人)、50歳代(23人)、60歳代(22人)、70歳以上(19人)、年齢無回答(5人)の152人(12.6%)が答えた。侵害されたと感じたことがある人は、20歳代(19.3%)が最も高くなっており、70歳以上(7.6%)が最も低くなっている。

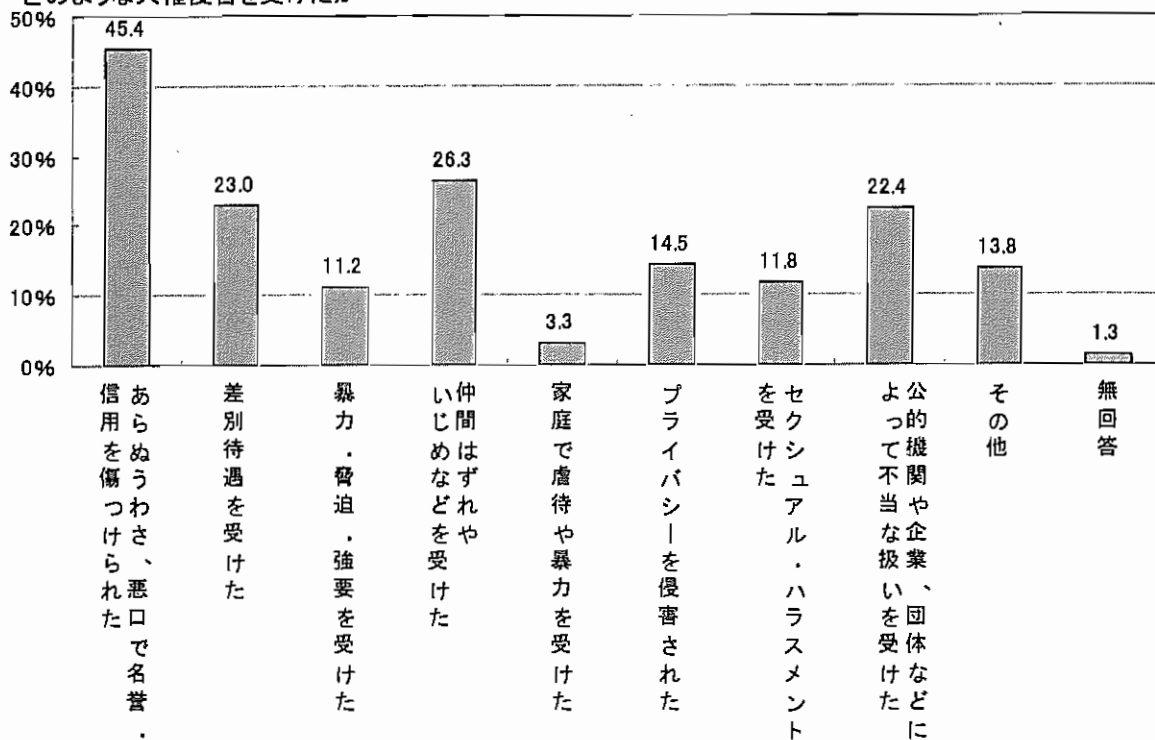


問23-2 それはどのような人権侵害でしたか。(複数回答)

人権侵害の内容は「あらぬうわさ、悪口で名誉・信用を傷つけられた」が69人(45.4%)、「仲間はずれやいじめなどを受けた」が40人(26.3%)、「公的機関や企業、団体などによって不当な扱いを受けた」が34人(22.4%)となっている。

どのような人権侵害を受けたか

N=152 回答数(263)

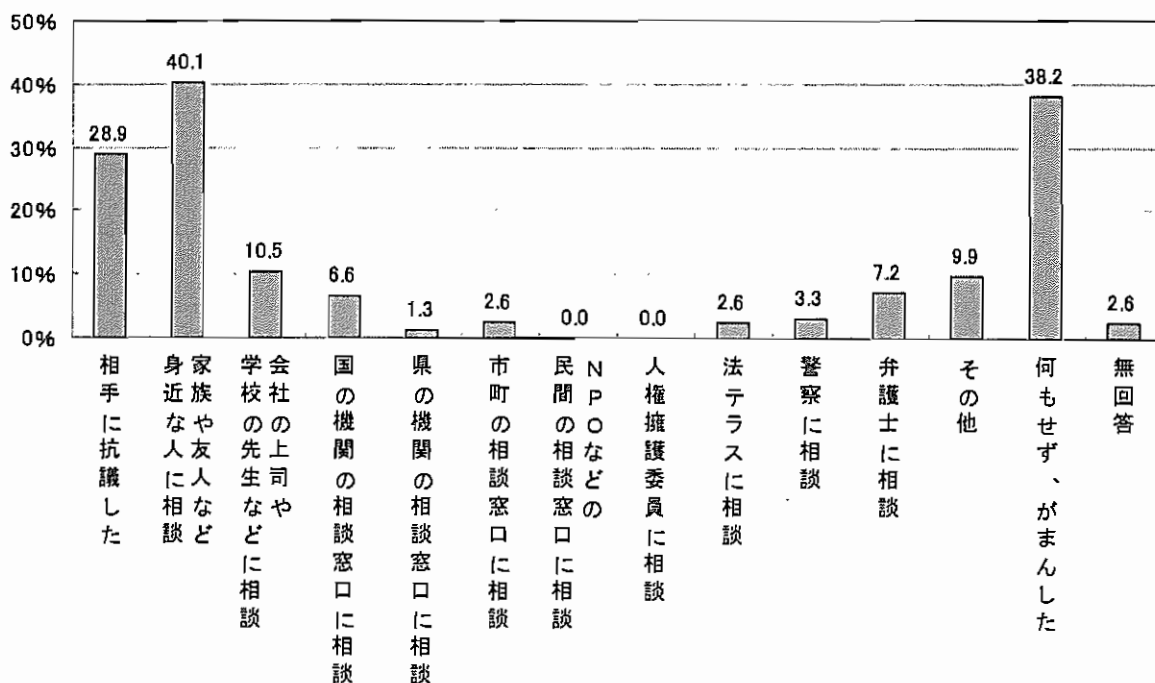


問 23-3 人権侵害を受けたとき、あなたはどのような対応をしましたか。(複数回答)

人権侵害を受けた時の対応は、「家族や友人など身近な人に相談」が 61 人(40.1%)と最も多かった。また、58 人(38.2%)が「何もせず、がまんした」と答えた。

人権侵害を受けたときの対応

N=152 回答数(234)



24 属性

問24 あなたご自身のことについて、おたずねいたします。

